

B-747航空機整備等役務請負契約条項

第1章 総則

(契約の目的)

第1条 乙は、この契約書のほか、この契約書に付属する仕様書及び図面（以下「仕様書等」という。）において定めるところに従い、B-747航空機（以下「航空機」という。）及び航空機部品等（以下航空機と合わせて総称して「契約物品」という。）の整備及び役務（以下「整備等」という。）を契約期限までにこれを実施し、甲は、その代金を乙に支払うものとする。

(代金)

第2条 乙に支払われる代金の金額は契約金額とする。ただし、特約条項を付して支払金額を確定することを約定する場合は、当該特約条項の定めるところに従い確定するものとする。

(債務の引受け等の承認)

第3条 乙は、次の各号に掲げる場合は、あらかじめ書面により甲の承認を受けなければならない。

- (1) この契約に基づく債務の全部又は一部を第三者に引受けさせる場合
- (2) この契約に基づく債権の全部又は一部を第三者に譲渡する場合

2 甲は、前項各号に掲げる場合においては、この契約の履行上支障を生ずるおそれがない限り、速やかに承認を与えるものとする。

(代理人の届出)

第4条 乙は、この契約の履行に関する事務の全部又は一部を行わせるため、代理人を選任する場合は、委任する事務の範囲を明らかにして、あらかじめ書面により甲に届け出なければならない。

(下請負等)

第5条 乙は、当該整備等の全部又は一部を第三者に請け負わせる場合には、その内容について、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。その内容について、変更が生じた場合も同様とする。

2 乙は、整備等を第三者に請け負わせる場合においても、この契約により乙の義務とされている事項について、その責めを免れない。

3 前項の規定にかかわらず、契約物品製造会社に整備等を請け負わせた場合は、この契約により乙の義務とされている事項について、乙は、その責めを免れるものとする。

(特許法等上の権利の侵害の禁止)

第6条 乙は、この契約の履行にあたり、第三者の有する特許法、実用新案法若しくは意匠法上の権利又は技術上の知識に関し、第三者が乙に対して有する契約上の権利を侵害することのないよう必要な措置を講ずるものとする。

2 乙が、前項の必要な措置を講じなかつたことにより甲が損害を受けた場合は、甲は、乙に対してその賠償を請求することができる。ただし、甲の直接的な指示に基づき履行した場合はこの限りでない。

(契約書及び仕様書の優先並びに仕様書等の疑義)

第7条 乙は、仕様書等に疑義がある場合は、速やかに甲に説明を求めなければならない。この場合において、乙は、当該説明が文書によってなされるよう要求することができる。

2 乙は、前項の説明に従つたことを理由として、この契約に定める義務の履行の責めを免れない。ただし、乙がその説明の不適当なことを知って、速やかに甲に異議を申し立てたにもかかわらず、甲が当該説明によることを求めたときはこの限りでない。

(作業実施計画書の提出)

第8条 乙は、整備等のうち機体定期整備を実施する場合においては、作業実施計画書を甲に提出しなければならない。

なお、その内容に変更が生じた場合は、甲乙協議するものとする。

(監督官等の派遣)

第9条 甲は、この契約の適正な履行を確保するため、必要があると認めた場合は、監督官、検査官及びその他の職員（以下「監督官等」という。）を乙の営業所、工場その他の関係場所に派遣するものとする。

2 甲は、監督官等を派遣する場合は、その権限及び業務の範囲を乙に明示しなければならない。

3 監督官等は、職務の執行にあたり、乙が行う業務を不当に妨げてはならない。

4 乙は、監督官等の職務の執行につき相当の範囲内で協力しなければならない。

(輸送費)

第10条 納入場所までの輸送（梱包を含む。）に必要な費用は、代金に含まれるものとする。

第2章 契約の履行

第1節 契約物品の引渡し等

(契約物品の引渡し及び管理)

第11条 航空機の管理は、整備等のために、航空機が乙の工場に到着後直ちに甲から乙に移るものとし、乙が整備等を完了して、完成検査合格後直ちに乙から甲に移るものとする。

2 乙が、整備等を行うために引渡しを受ける契約物品の品目、数量、引渡しを受ける期日及び場所その他必要な事項は、契約書及び仕様書等の定めるところによるほか、必要に応じ甲乙協議するものとする。

3 乙は、契約物品の引渡しを受ける場合は、これに立会い、異状を発見した場合は、直ちに甲に申し出てその指示を受けるものとする。

4 乙は、契約物品をこの契約の目的以外に使用し、又は利用してはならない。

5 乙は、契約物品を善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。ただし、本項及び第14条第3項の善良な管理者の注意とは、乙の定める管理基準によるものとする。

6 契約物品の引取り及び保管に必要な費用は、代金に含まれるものとする。

7 特別な警備等が必要な場合は、甲は、その要請について乙と協議のうえ、乙に依頼することができる。特別な警備に必要な費用が発生した場合は、その費用は甲の負担とする。

(整備等の内容)

第12条 整備等の内容は、契約書及び仕様書等に定める内容のほか、仕様書等の範囲内において甲の示す作業とする。ただし、仕様書等で定める特別作業のうち契約担当官が別途示す作業は、整備等要求書（別紙様式）によるものとする。

第2節 官給品等

(官給品等の支給)

第13条 乙が、この契約の履行のため支給を受ける部品材料等（以下「官給品等」という。）の品目、数量、支給を受ける期日及び場所その他必要な事項は、仕様書等の定めるところによる。

(官給品等の保管、引取り等)

第14条 乙は、官給品等の支給を受ける場合は、これに立ち会い、品目、数量等について、異状（品質又は規格が使用に不適当な場合を含む。以下同じ。）の有無及び数量の過不足を確認するものとし、

異状又は数量の過不足を発見した場合は、直ちに甲に申し出て、その指示を受けるものとする。後日、異状又は数量の過不足を発見した場合もまた同様とする。

- 2 乙は、官給品等をこの契約の目的以外に使用し、又は利用してはならない。ただし、甲の指定する者を経由して甲の承認を受けた場合は、この限りでない。
- 3 乙は、官給品等を善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。
- 4 乙は、官給品等についてその受払状況を記録等により明らかにしなければならない。
- 5 乙が行った整備等に関し、官給品等の性質により契約物品に生じたかしについては、乙は、この契約に定める責めを免れる。ただし、乙が官給品等の異状を知って速やかに甲に告げなかつたときは、この限りでない。
- 6 官給品等の引取り及び保管に必要な費用は、代金に含まれるものとする。
- 7 官給品等の異状を甲の指示により乙が修補した場合は、その費用は甲の負担とする。

(官給品等の返還)

第15条 乙は、支給を受けた官給品等につき、必要がなくなった場合は、速やかに甲に通知し甲の指示するところに従い、返納書及び官給品等使用部品明細書を添えて、これを甲の指示する者に返還しなければならない。

- 2 返還に必要な費用は、甲の負担とする。

第3節 監督及び完成検査

(監督)

第16条 甲の指名した監督官は、乙の行う整備等について、契約書、仕様書等及び甲の定める監督実施要領に基づき、甲が必要と認めた場合又は乙の申請があった場合において、立会い、指示、審査確認その他の方法により必要な監督を行うものとする。

- 2 乙は、前項の規定により監督官が監督を行う場合は、これに応じなければならない。
- 3 監督を受けるのに必要な費用は、代金に含まれるものとする。

(完成検査)

第17条 乙は、契約書又は仕様書等において要求された整備等が完了したときは、引渡しに先立って甲の完成検査又は整備等完了の確認を受けなければならない。

- 2 完成検査は、甲の指名した検査官により、契約書、仕様書等及び甲の定めた完成検査実施要領に基づいて行われるものとする。
- 3 完成検査においては、乙が行った整備等に関し契約物品の品質が契約書及び仕様書等に適合するか否かにより、合格又は不合格の判定を行うものとする。
- 4 乙は、完成検査に立ち会わなければならない。
- 5 完成検査を受けるのに必要な費用は、代金に含まれるものとする。

第4節 納入

(持ち込みの予定期日等の通知)

第18条 乙は、整備等を行った契約物品を納入場所に持ち込もうとする場合は、必要に応じ持ち込みの予定期日その他必要な事項を、納入場所の検査官に通知しなければならない。契約履行期限までに相当の期間があるときは、乙は、あらかじめ持ち込みの予定期日その他必要な事項について甲と協議しなければならない。

(給付の完了の届出)

第19条 乙は、整備等を行った契約物品の持ち込みの完了（据付けを必要とするときは、据付けの完

了)によりこの契約に基づく給付が完了した場合は、直ちに納品書に完成検査合格証を添えてその旨を検査官に届け出なければならない。整備等を行った契約物品が分割して納入することとされている場合において、それぞれの部分につき給付が完了した時も同様とする。

(受領検査)

第20条 甲は、前条の届出があった場合は、当該届出に係る契約物品について、この契約に基づく給付の完了の確認のため、甲の指名した検査官により受領検査を実施させるものとする。

- 2 受領検査の実施については、甲の定めた受領検査実施要領に規定するところによるものとする。
- 3 受領検査においては、納品書及び完成検査合格証を確認したうえ、乙の行った整備等に関し契約物品が契約書及び仕様書等に適合するか否かにより合格又は不合格の判定を行うものとする。
- 4 前項の判定は、前条の届出があつた日から14日以内にしなければならない。
- 5 乙は、受領検査に立ち合うことができる。
- 6 乙は、検査官に対し、検査の日時その他必要な事項の通知を求めることができる。
- 7 受領検査を受けるのに必要な費用は、代金に含まれるものとする。

(受領)

第21条 甲は、乙が行った整備等に関し契約物品が受領検査において合格とされた場合は、これを受領する。

- 2 甲は、受領検査において乙が行った整備等に関し、不合格とされた契約物品を引き取るのに必要な期間は、乙が自ら管理する場合を除き、善良な管理者の注意をもってこれを保管しなければならない。

(値引受領)

第22条 甲は、完成検査において乙が行った整備等に関し契約物品が不合格と判定された場合において、当該契約物品に使用上重大な支障がないと認めて特にその受領を容認したときは、不合格品値引受領確認証を乙に交付するものとする。

- 2 乙は、完成検査において乙が行った整備等に関し不合格と判定された契約物品について、前項の規定による受領の容認を甲に申請することができる。
- 3 乙は、不合格品値引受領確認証の交付を受けている場合は、受領検査においては完成検査合格証に代えて不合格品値引受領確認証の確認を受けるものとし、甲は、輸送中の事故が確認されない限り当該契約物品を受領する。
- 4 前項に規定するもののほか、受領検査において乙が行った整備等に関し不合格と判定された契約物品で甲が使用上重大な支障がないと認めたものにつき受領することがあるものとする。
- 5 乙は、受領検査において乙が行った整備等に関し不合格と判定された契約物品について、前項の規定による受領を甲に申請することができる。
- 6 甲は、第3項又は第4項の契約物品を受領する場合は、代金につき相当額を減額する。

(包装等の所有権の移転)

第23条 納入のために必要な包装等の所有権は、仕様書等に特に定めのあるものを除き、甲が整備等の行われた契約物品を受領した時をもって乙から甲に移転するものとする。

(受領書の交付)

第24条 甲は、整備等が行われた契約物品を受領した場合は、必要事項を記載した受領書を遅滞なく乙に交付するものとする。

(納入場所が工場である場合)

第25条 納入場所が乙の工場である場合における整備等の完了の予定期日その他必要な事項の通知及

びその届出については、第18条及び第19条の規定を準用する。

2 納入場所が乙の工場である場合においては、甲が整備等が行われた契約物品の受領後これを工場から搬出するのに必要な期間は、甲が自ら管理する場合を除き、乙は、善良な管理者の注意をもってこれを保管しなければならない。

第5節 代金の支払

(代金の請求及び支払)

第26条 乙は、整備等を行った契約物品の全部を納入した場合（ただし、受領検査を必要としない完成検査については、その検査を完了したとき。）は、適法な支払請求書により、甲に代金を請求するものとする。

2 甲は、乙の適法な支払請求書を受理した日から起算して30日以内に代金を支払うものとする。

(支払の特例)

第27条 甲は、特約条項の定めるところにより部分払いを行う。

(支払遅延利息)

第28条 甲は、約定期間（第27条第2項の期間をいう。以下同じ。）内に代金を支払わない場合は、約定期間満了日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、未支払金額に対し、年2.8パーセントの率を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払わなければならない。ただし、約定期間に内に支払いをしないことが天災地変等やむを得ない理由による場合は、当該理由の継続する期間は約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

2 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満である場合は、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てるものとする。

第3章 契約の効力等

(契約物品の納入不能等の通知)

第29条 乙は、理由のいかんを問わず契約履行期限までに整備等が行われた契約物品を納入する見込みがなくなった場合、整備等が行われた契約物品を納入することができなくなった場合又は整備等が行われた納入前の契約物品の滅失若しくは損傷で、第31条の規定により甲の負担となるべきものが発生した場合は、直ちに甲にこの旨を通知するものとする。

(危険負担)

第30条 甲乙双方の責めに帰することができない理由（テロ・ハイジャック・戦争行為等を含む。）により、契約物品を納入することができなくなった場合は、乙は、当該契約物品の納入の義務を免れるものとし、甲は、整備等未実施部分についてその代金の支払の義務を免れるものとする。

2 甲の責めに帰すべき理由により、契約物品を納入することができなくなった場合は、乙は、当該契約物品の納入の義務を免れるものとし、甲は、乙に代金（乙が、納入の義務を免れたことによって得た利益に相当する金額を除く。）を支払うものとする。

3 前項の場合において、乙が保険金（甲が保険料を負担した保険に限る。）、損害賠償その他の代償又は代償の請求権を取得したときは、甲は、その価額の限度で代金の支払義務を免れる。

(損害負担)

第31条 整備等が行われた納入前の契約物品が滅失し、又は損傷した場合において当該整備等に係る部分を修補（良品との取替えを含む。以下同じ。）すべきときは、その損害は次項から第4項までの規定に従って負担されるものとする。

2 前項の滅失又は損傷が甲乙双方の責めに帰することができない理由によるものである場合は、その

損害は甲の負担に帰する。ただし、既に行われた整備等を再度行うのに要する追加の費用は乙が負担する。

- 3 第1項の滅失又は損傷が甲の責めに帰すべき理由によるものである場合は、その損害は、甲の負担に帰する。
- 4 第1項の滅失又は損傷が乙の責めに帰すべき理由（航空機及びエンジンにおいては、乙の故意又は重大な過失による場合に限る。）によるものである場合は、その損害は乙の負担に帰する。
- 5 第2項及び第3項の場合において、乙が保険金（甲が保険料を負担した保険に限る。）、損害賠償その他の代償又はそのような代償の請求権を取得したときは、甲は、その価額の限度でその負担を免れる。

（賠償責任）

第32条 乙は、第30条、第31条及び第35条に定めるほか、この契約の履行に際し、又はこの契約の履行に起因して甲及び第三者に与えた損害に対しては、乙が当該損害を賠償（ただし、デガス業務については第2項を適用）する責めに任ずる。ただし、甲の責めに帰すべき理由による場合及び甲乙双方の責めに帰すことができない理由（テロ・ハイジャック・戦争行為等を含む。）であって、乙が第11条の善良なる管理者の注意義務を履行している場合は、この限りではない。

- 2 デガス業務の履行に起因して、甲及び第三者が被った損害に対しては、乙が航空燃料供給会社との間で締結している契約に従って処理されるものとし、甲は、乙に対してかかる契約（乙と航空燃料供給会社）が定める賠償の範囲を超えた責任を求めるものとする。

（官給品等の滅失又は損傷）

第33条 乙は、官給品等が滅失し、又は損傷した場合は、速やかにその旨を文書をもって甲に届け出なければならない。

- 2 前項の滅失又は損傷が乙の責めに帰すべき理由によるものである場合は、乙は、甲の指示するところに従い、乙の負担においてこれを修補し、又はその損害を賠償しなければならない。
- 3 前項に規定する場合を除き、官給品等の滅失又は損傷によって生じた損害は、甲の負担に帰する。

（保険）

第34条 乙は、甲が特に必要と認め指示した場合は、地上保険、又はその他の保険を付さなければならぬ。

- 2 前項に規定する保険に関し、保険事故が発生した場合は、第32条の規定により、甲の負担する金額は、当該てん補金額を控除した額とする。

（整備等のかし）

第35条 甲は、整備等を完了した契約物品の受領後1年以内にかしを発見した場合は直ちに乙に通知し、期限を定めてかしの修補を請求し、又は修補に代えて若しくは修補とともに当該かしにより通常生ずべき損害に対して損害賠償の請求をすることができる。この場合は、修補に要する費用は乙の負担とする。ただし、航空機にかしがある場合は受領後1か月以内、エンジンにかしがある場合は受領後3か月以内に、乙に通知するものとする。

- 2 乙は、前項に規定する通知があった場合においては、甲に対して異議を申し立てることができる。
- 3 第1項に定める損害賠償の額は、甲乙協議して定めるものとする。
- 4 乙は、かし物品の修補を行うとき及び当該修補を完了したときは、第16条及び第17条に準じて監督、検査を受けなければならない。

第4章 契約の変更等及び解除

第1節 契約の変更等

(契約の変更)

第36条 甲は、乙の行う整備等が完了するまでの間において必要がある場合は、契約履行期限、納入場所、契約数量、仕様書等の内容その他乙の義務に關しこの契約に定めるところを変更するため、乙と協議することができる。

2 前項の規定により協議が行われる場合は、乙は見積書を作成し、速やかに甲に提出しなければならない。

3 第1項の協議の結果、契約金額を変更する必要が生じた場合においても、以後しばしば契約金額の変更の必要を生ずる見込みがあるとき、その他相当と認めるときは、甲乙協議のうえ、その際契約金額の変更のための措置をとることなく、後日これをとりまとめて行うこととすることができる。

(事情の変更)

第37条 甲及び乙は、この契約の締結後、経済情勢の変動、天災地変（テロ・ハイジャック・戦争行為等を含む。）、法令の制定又は改廃その他の著しい事情の変更により、この契約の定めるところが不当となったと認められる場合は、この契約により、この契約に定めるところを変更するため協議することができる。

2 前条第2項の規定は、前項の規定により契約金額の変更に関して協議を行う場合に準用する。

(整備等の一時中止)

第38条 甲は、整備等が完了するまでの間において、その整備等を一時中止させることができる。

2 甲が整備等を一時中止させた場合において乙に損害が生じたときは、乙はその損害について甲に賠償を請求することができる。

3 前項に規定する損害賠償の請求は、整備等再開の日から30日以内に文書により行わなければならない。ただし、やむを得ない事情により請求に遅滞を生ずると予想される場合は、甲乙協議するものとする。

第2節 契約の解除

(甲の解除権)

第39条 甲は、次の各号の一に該当する場合には、相当の期間を定めてその履行を催促し、その期間に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙の責めに帰すべき理由により、乙が契約履行期限までに整備等が行われた契約物品を納入しなかつた場合

(2) 乙の責めに帰すべき理由により、乙が整備等の行われた契約物品を納入することができなくなつた場合

(3) 乙が契約上の義務に違反したことによって、この契約の目的を達成することができなくなった場合

2 甲は、前項に定める場合のほか、甲の都合により必要がある場合、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(乙の解除権)

第40条 乙は、甲がその責めに帰すべき理由により契約上の義務に違反した場合においては、相当の期間を定めてその履行を催促し、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(違約金)

第41条 甲は、第39条第1項の規定によりこの契約の全部又は一部を解除した場合は、代金（一部解除の場合は、解除部分に相当する代金）の10パーセントの金額を乙から違約金として徴収するものとする。

2 甲は、乙が甲の指定する期限までに前項に規定する違約金を納付しない場合には、当該違約金に対し期限の翌日から納付のあった日までの日数につき、年5.0パーセントの利息を付して徴収するものとする。

(損害賠償)

第42条 甲は、第39条第2項の規定によりこの契約の全部又は一部を解除した場合は、乙の請求により乙に生じた損害を賠償しなければならない。ただし、乙が契約履行期限までに契物物品を納入しなかつたことにより契約を解除した場合はこの限りでない。

2 第40条の規定によるこの契約の全部又は一部の解除は、乙が乙に生じた実際の損害につき賠償を請求することを妨げない。

3 前2項に規定する損害賠償の請求は、解除の日から30日以内に文書により行わなければならない。ただし、やむを得ない事情により請求に遅滞を生ずると予想される場合は、甲乙協議するものとする。

第5章 秘密保全

(秘密保全)

第43条 甲及び乙は、この契約の履行に際し知得した相手方の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。契約完了後においても同様とする。

第6章 雜則

(調査)

第44条 甲は、この契約の締結に先立って原価計算方式により算定した予定価格に係る実際の原価を確認する必要がある場合、又はこの契約に基づいて生じた損害賠償、違約金その他金銭債権の保全若しくはその額の算定等の適正を図るために必要がある場合は、乙に対し、その業務若しくは資産の状況について質問し、帳票類その他の物件を調査し、参考となるべき報告若しくは資料の提出又は提示を求め、又は甲の職員を乙の営業所、工場その他の関係場所に立ち入らせ、調査させることができる。

2 甲は、前項に定めるもののほか、この契約の事後に締結する契約の契約金額の適正を期するため、原価調査を行う必要がある場合は、乙に対し、この契約に係る支払金額に影響を与えないことを前提として前項の調査を実施することができる。

3 乙は、やむを得ない理由がある場合を除き、前2項に規定する調査に協力するものとする。

(法令等の遵守)

第45条 甲及び乙は、この契約の履行にあたり法令及び関係行政官庁等の通達等の定めを遵守するものとする。

(効力発生時期)

第46条 甲から乙に対する文書の通知は、甲が発信した日から、乙から甲に対する文書の通知は甲が受信した日からそれぞれ効力が発生するものとする。

(その他)

第47条 この契約の履行については、この契約条項に定めるもののほか、特約条項の定めるところによる。

2 特約条項にこの契約条項と異なる定めのある場合は、特約条項の定めるところによる。

3 甲及び乙は、この契約に関し紛争又は疑義が生じた場合は、その都度協議して解決するものとする。

(裁判管轄)

第48条 この契約に関する訴えは、東京地方裁判所の管轄に属するものとする。

上記契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、双方記名押印のうえ各1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

殿

分任支出負担行為担当官
航空自衛隊第2補給処
十条支処調達課長

契約番号 号(平成 年 月 日) 契約条項第12条に基づき、次のとおり要求します。

整備等要求書				
適用仕様書				
整備等要求番号	第 号	整備等要求期間	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	
整備等実施場所				
整備等内容				
備考				

注：用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とし、縦長を使用する。

役務請負契約一般条項（包括支援活動等）

第1章 総則

第1節 契約の目的及び代金

(契約の目的)

第1条 乙は、この契約書のほか、この契約書に付属する仕様書並びに参考として仕様書に添付された図面、見本及び図書（以下「仕様書等」という。）に定めるところに従い、この契約書に記載された物品（以下「契約物品」という。）について包括支援活動を行って納入するとともに技術活動を行い、契約履行期限までに総括報告書を提出する（以下「役務」という。）ものとし、甲は、その代金を乙に支払うものとする。

(代金)

第2条 契約金額をもって、乙に支払われる代金の金額とする。ただし、特約条項を付して代金を確定することを約定する場合は、当該特約条項の定めるところに従い確定するものとする。

第2節 一般事項

(債務の引受け等の承認)

第3条 乙は、次の各号に掲げる場合は、あらかじめ、書面により甲の承認を受けなければならぬ。

- (1) この契約に基づく債務の全部又は一部を第三者に引き受けさせる場合
- (2) この契約に基づく債権の全部又は一部を第三者に譲渡する場合
- (3) 役務の全部又はその主要部分を第三者に請け負わせる場合

2 甲は、前項第1号及び第2号に掲げる場合においては、この契約の履行上支障を生ずるおそれがない限り、速やかに承認を与えるものとする。

(代理人等の届出)

第4条 乙は、次の各号に掲げる場合は、あらかじめ、書面により甲に届け出なければならない。

- (1) この契約の履行に関する事務の全部又は一部を行わせるため、代理人を選任する場合
- (2) 役務の主要部分でない部分（軽易なものを除く。）を第三者に請け負わせる場合
(下請負)

第5条 乙は、役務を第三者に請け負わせる場合においても、この契約により乙の義務とされている事項につきその責めを免れない。

(特許法等上の権利の侵害の禁止)

第6条 乙は、この契約の履行に当たり、第三者の有する特許法、実用新案法若しくは意匠法上の権利又は技術上の知識に関し、第三者が乙に対して有する契約上の権利を侵害することのないよう必要な措置を講ずるものとする。

2 乙が、前項の必要な措置を講じなかつたことにより甲に損害を受けた場合は、甲は、乙に対してその賠償を請求することができる。

(契約書及び仕様書の優先並びに仕様書等の疑義)

第7条 参考として仕様書に添付された図面、見本及び図書が契約書及び仕様書に定めるところと矛盾する場合は、契約書及び仕様書が優先する。

2 乙は、仕様書等に疑義がある場合は、速やかに甲の説明を求めなければならない。この場合において、乙は、当該説明が文書によってなされるよう要求することができる。

3 乙は、前項の説明に従ったことを理由として、この契約に定める義務の履行の責めを免れない。ただし、乙がその説明の不適当なことを知って、速やかに甲に異議を申し立てたにもかかわらず、甲が当該説明によることを求めたときは、この限りでない。

(図面等の承認)

第8条 仕様書の定めるところにより乙が図面又は見本を作成して甲の承認を受けた場合は、当該図面又は見本（以下「承認図面等」という。）は参考として仕様書に添付された図面又は見本の一部となつたものとみなす。承認図面等が参考として添付された図面、見本又は図書に定めるところと矛盾する場合は、承認図面等が優先する。

2 乙は、承認図面等に従つたことを理由として、この契約に定める義務の履行の責めを免れない。ただし、前項の承認が、内容の変更を条件として与えられた場合に、乙が、当該条件に対して異議を申し立てたにもかかわらず、甲がその条件によることを求めたときは、この限りでない。

(監督官等の派遣)

第9条 甲は、この契約の適正な履行を確保するため、必要があると認めた場合は、監督官、検査官及びその他の職員（以下「監督官等」という。）を乙の営業所、工場その他の関係場所に派遣するものとする。

2 甲は、監督官等を派遣する場合は、その権限及び業務の範囲を乙に明示しなければならない。

3 監督官等は、職務の遂行に当たり、乙が行う業務を不当に妨げてはならない。

4 乙は、監督官等の職務の遂行につき相当の範囲内で協力しなければならない。

(輸送費)

第10条 納入場所までの輸送（梱包を含む。）に必要な費用は、代金に含まれるものとする。

第2章 契約の履行

第1節 契約物品の引渡し等

(契約物品の引渡し及び保管)

第11条 乙は、役務を行うために契約物品の引渡しを受ける場合は、これに立ち会い、品目、数量等について、契約書、仕様書及び添付された出荷証書等と照合のうえ、異状の有無及び数量の過不足を確認するものとし、異状又は数量の過不足を発見した場合は、直ちに甲の指定する者に申し出て、その指示を受けるものとする。

2 乙は、契約物品の引渡しを受けた場合は、これと引替えに受領書を甲の指定する者に提出するものとする。

3 乙は、契約物品をこの契約の目的以外に使用し、又は利用してはならない。

4 乙は、契約物品を善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。

5 契約物品の引取り及び保管に必要な費用は、代金に含まれるものとする。

第2節 官給品等

(官給品等の支給及び貸付)

第12条 乙がこの契約の履行のため支給を受ける部品、材料等（以下「官給品」という。）並びに貸付を受ける治工具、測定具、技術図書等（以下「貸付品」という。）の品目、数量、支給又は貸付を受ける期日及び場所その他必要な事項は、契約書又は仕様書の定めるところによる。

(官給品等の保管、引取り等)

第13条 乙は、官給品及び貸付品（以下「官給品等」という。）の支給又は貸付を受ける場合は、これに立ち会い、品目、数量等について、契約書及び仕様書と照合のうえ、異状（品質又は規格が使用に不適当な場合を含む。以下同じ。）の有無及び数量の過不足を確認するものとし、異状又は数量の過不足を発見した場合は、直ちに甲の指定する者に申し出て、その指示を受けるものとする。後日、異状及び数量の過不足を発見した場合もまた同様とする。

- 2 乙は、官給品等の支給又は貸付を受けた場合は、これと引換えに受領書を甲の指定する者に提出するものとする。
- 3 乙は、官給品等をこの契約の目的以外に使用し、又は利用してはならない。ただし、甲の指定する者を経由して甲の承認を受けた場合は、この限りでない。
- 4 乙は、官給品等を善良な管理者の注意を持って保管しなければならない。
- 5 乙は、官給品等について、出納及び保管の帳簿を備え、その受払を継続的に記録整理し、その状況を明らかにしなければならない。
- 6 乙が行った役務に関し官給品等の性質により契約物品に生じたかしについては、乙は、この契約に定める責めを免れる。ただし、乙が官給品等の異状を知って速やかに甲に告げなかつたときは、この限りでない。
- 7 官給品等の引取り及び保管に必要な費用は、代金に含まれるものとする。
- 8 官給品等の異状を甲の指示により乙が修補した場合は、その費用は、甲の負担とする。

(官給品等の返還)

第14条 乙は、支給又は貸付を受けた官給品等につき、必要がなくなった場合は、速やかに甲に通知し、甲の指示するところに従い、返品書を添えてこれを物品管理職員に返還するとともに、使用した官給品等について使用仕訳書又は使用部品明細書を作成し、甲に提出しなければならない。

- 2 官給品等の返還に必要な費用は、甲の負担とする。

第3節 監督及び完成検査

(監督)

第15条 甲の指名した監督官は、乙の行う役務について、契約書、仕様書等及び甲の定める監督実施要領に基づき、甲が必要と認めた場合又は乙の申請があつた場合において、立会い、指示、審査、確認及びその他の方法により必要な監督を行うものとする。

- 2 乙は、前項の規定により監督官が監督を行う場合は、これに応じなければならない。この場合においては、第7条第3項の規定を準用する。
- 3 監督を受けるのに必要な費用は、代金に含まれるものとする。

(完成検査)

第16条 乙は、行った役務について、契約書、仕様書等及び甲の定める完成検査実施要領に基づき、甲の完成検査を受けなければならない。

2 完成検査については、乙が行った役務に関し契約物品の品質及び役務の内容が契約書及び仕様書等に適合するか否かにより、合格又は不合格の判定を行うものとする。

3 乙は、完成検査に立ち会わなければならない。

4 完成検査を受けるのに必要な費用は、代金に含まれるものとする。

(完成検査の期日及び場所)

第17条 乙は、完成検査を受けようとする期日及び場所について甲に申請するものとする。

2 甲又は乙は、完成検査の実施の期日又は場所を変更する必要が生じた場合は、遅滞なく相手方に通知し、協議のうえ上、新たな期日又は場所を定めなければならない。

3 乙は、完成検査の期日までに、必要な準備をしなければならない。

第4節 納入

(持込みの予定期日等の通知)

第18条 乙は、役務を行った契約物品を納入場所に持込もうとする場合は、必要に応じ、持込みの予定期日その他必要な事項を納入場所の検査官に通知しなければならない。

(給付の終了の届出)

第19条 乙は、役務を行った契約物品の持込みによりこの契約に基づく給付が終了した都度、直ちに納品書に完成検査合格証を添えてその旨を検査官に届け出なければならない。

2 乙は、総括報告書の提出により乙の契約に基づく給付が終了した場合は、甲に届け出るものとする。

(受領検査)

第20条 甲は、前条第1項の届出があった場合は、当該届出に係る契約物品について、この契約に基づく給付の終了の確認のため、甲の指名した検査官により受領検査を実施させるものとする。

2 受領検査の実施については、甲の定めた受領検査実施要領に規定するところによるものとする。

3 受領検査においては、納品書及び完成検査合格証を確認したうえ、乙の行った役務に関し契約物品が契約書及び仕様書等に適合するか否かにより合格又は不合格の判定を行うものとする。

4 前項の判定は、前条の届出があった日から14日以内にしなければならない。

5 乙は、受領検査に立ち会うことができる。

6 乙は、検査官に対し、検査の日時その他必要な事項の通知を求めることができる。

7 受領検査を受けるのに必要な費用は、代金に含まれるものとする。

(受領)

第21条 甲は、乙が行った役務に関し契約物品が受領検査において合格とされた場合は、これを受領する。

2 甲は、乙が提出した総括報告書が完成検査において合格とされた場合は、これを受領する。

3 甲は、乙が受領検査において乙が行った役務に関し不合格とされた契約物品を引き取る

のに必要な期間は、乙が自ら管理する場合を除き、善良な管理者の注意をもってこれを保管しなければならない。

(包装等の所有権の移転)

第22条 納入のために必要な包装等の所有権は、役務が行われた契約物品を甲が受領した時をもって乙から甲へ移転するものとする。

(受領書の交付)

第23条 甲は、役務が行われた契約物品を受領した場合は、その都度、必要事項を記載した受領書を遅滞なく乙に交付するものとする。

2 甲は、総括報告書を受領した場合は、必要事項を記載した受領書を遅滞なく乙に交付するものとする。

第5節 代金の支払

(代金の請求及び支払)

第24条 乙は、役務が完了した場合は、代金を甲の指定する者に請求することができる。

- 2 乙は、代金を請求する場合は、甲が指定する者の行う役務の完了の確認を得たうえ、受領書その他甲の指定する証拠書類を添付した適法な支払請求書をもってするものとする。
- 3 甲は、前項に定める支払請求書を受理した場合、受理した日から30日以内の日に乙に当該金額を支払うものとする。

(支払の特例)

第25条 甲は、特約条項の定めるところにより部分払を行う。

(支払遅延利息)

第26条 甲は、約定期間（第24条第3項の期間をいう。以下同じ。）内に代金を乙に支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払をするまでの日数に応じ、未支払金額に対し、年2.8パーセントの率を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払わなければならない。ただし、約定期間に内に支払をしないことが天災地変等やむを得ない理由による場合は、当該理由の継続する期間は約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

- 2 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満である場合は、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てるものとする。
- 3 甲が、第20条第4項に定める期間内に合否の判定をしない場合は、その期間を経過した日から合否の判定をしたまでの日数は約定期間の日数から差し引くものとし、また、当該遅延期間が約定期間の日数を超える場合は、約定期間は満了したものとみなし、甲は、その超える日数に応じ第2項の計算の例に準じ第1項に定める利率をもって計算した金額を乙に對して支払わなければならない。

(契約保証金による充当)

第27条 甲は、第43条第1項の規定により違約金を徴収し、又は同条第2項の規定により損害賠償を請求する場合は、乙が提供した契約保証金をもってこれに充当するものとする。

- 2 乙が契約保証金に代えて担保を提供した場合においては、前項の徴収又は請求は相当の期間を定めてするものとし、その期間内に支払がなかつたときは、甲は、これを換価して得

た金額をもって違約金又は損害賠償に充当するものとする。

(相殺)

第28条 甲は、乙が甲に支払うべき金銭債務がある場合には、乙に支払うべき代金と相殺することができるものとする。

第6節 契約履行期限の猶予及び履行遅滞

(契約履行期限の猶予)

第29条 乙は、理由を添えて、契約履行期限の猶予を申請することができる。

2 甲は、前項の申請があった場合においては、契約の目的の達成に支障がないと認める日まで契約履行期限を猶予することができる。

3 乙は、契約履行期限を過ぎた後においても、第1項の申請をすることができる。

(延納金)

第30条 乙は、前条第2項の規定により契約履行期限が猶予された場合においては、延納日数に応じ、延納分に相当する代金に対し、1日につき0.1パーセントの率を乗じて計算した金額を延納金として甲に支払わなければならない。ただし、延納分に相当する代金の10パーセントの金額をもって限度額とする。

2 前項の規定において「延納日数」とは、次の各号に掲げる日数から乙の責めに帰すことができない理由によって役務の完了が遅れた日数、その他取引の性質等の事情を考慮して延納金の支払を求めるなどを不相当とする日数を除いた日数をいう。

(1) 契約履行期限以前にされた申請に基づいて契約履行期限が猶予された場合において、猶予された日までに役務を完了したときは、従前の契約履行期限の翌日から役務を完了した日までの日数

(2) 契約履行期限以前にされた申請に基づいて契約履行期限が猶予された場合において、猶予された日までに役務を完了しなかったときは、従前の契約履行期限の翌日から猶予された日までの日数

(3) 契約履行期限を過ぎた後においてされた申請に基づいて契約履行期限が猶予された場合において、猶予された日までに役務を完了したときは、申請した日の翌日から役務を完了した日までの日数

(4) 契約履行期限を過ぎた後においてされた申請に基づいて契約履行期限が猶予された場合において、猶予された日までに役務を完了しなかったときは、申請した日の翌日から猶予された日までの日数

3 前項の規定の適用においては、役務の完了は第19条の届出があった時にされたものとみなす。

4 乙は、甲が相当の期間において指定する期日までに第1項の延納金を支払わない場合は、その期日の翌日から支払のあった日までの日数に応じ、当該延納金に対し、年5パーセントの率を乗じて計算した金額を遅延利息として甲に支払わなければならない。

(遅滞金)

第31条 乙は、役務の完了が契約履行期限に遅れた場合には遅滞日数に応じ、遅滞分に相当する代金に対し、1日につき0.3パーセントの率を乗じて計算した金額を遅滞金として甲に支払わなければならない。

- 2 前項の規定において「遅滞日数」とは、契約履行期限の翌日から遅滞した役務を完了した日（契約履行期限を過ぎた後において出された申請に基づいて契約履行期限が猶予された場合においては、当該申請があった日）までの日数から乙の責めに帰することができない理由によって遅れた日数を除いた日数をいう。
- 3 前条第3項の規定は、前項の場合に準用し、前条第4項の規定は、第1項の場合に準用する。

第3章 契約の効力等

(役務完了不能等の通知)

第32条 乙は、理由のいかんを問わず契約履行期限までに役務を完了する見込みがなくなった場合又は納入前の役務が行われた契約物品の滅失若しくは損傷で第34条の規定により甲の負担となるべきものが発生した場合は、直ちに甲にこの旨を通知するものとする。
(危険負担)

第33条 甲乙双方の責めに帰することができない理由により、役務を完了することができなくなった場合は、乙は当該役務の完了の義務を免れるものとし、甲は、その代金の支払の義務を免れるものとする。

- 2 甲の責めに帰すべき理由により、役務を完了することができなくなった場合は、乙は、当該役務の完了の義務を免れるものとし、甲は、乙に代金（乙が、役務の完了の義務を免れたことによって得た利益に相当する金額を除く。）を支払うのもとする。
- 3 前項の場合において、乙が保険金、損害賠償その他の代償又はそのような代償の請求権を取得したときは、甲は、その価額の限度で代金の支払義務を免れる。

(損害負担)

第34条 役務が行われた納入前の契約物品が滅失し、又は損傷した場合において当該役務に係る部分を補修（良品との取替えを含む。以下同じ。）すべきときは、その損害は次項から第4項までの規定に従って負担されるものとする。

- 2 前項の滅失又は損傷が甲乙双方の責めに帰することができない理由によるものである場合は、その損害は甲の負担に帰する。ただし、既に行われた役務を再度行うのに要する追加の費用は、乙が負担する。
- 3 第1項の滅失又は損傷が甲の責めに帰すべき理由によるものである場合は、その損害は甲の負担に帰する。
- 4 第1項の滅失又は損傷が乙の責めに帰すべき理由によるものである場合は、その損害は乙の負担に帰する。
- 5 第2項又は第3項の場合において、乙が保険金、損害賠償その他の代償又はそのような代償の請求権を取得したときは、甲は、その価額の限度でその負担を免れる。

(引渡しを受けた契約物品の滅失又は損傷)

第35条 前条に定めるもののほか、役務を行うために乙が引渡しを受けた契約物品が乙の責めに帰すべき理由により滅失し、又は損傷した場合は、乙は、甲の指示するところに従い、乙の負担においてこれを修補し、又はその損害を賠償しなければならない。

2 前項に規定する場合を除き、役務を行うために乙が引渡しを受けた契約物品の滅失又は損傷によって生じた損害は、甲の負担に帰する。

(官給品等の滅失又は損傷)

第36条 乙は、官給品等が滅失し、又は損傷した場合は、速やかにその旨を文書をもって甲に届け出なければならない。

2 前項の滅失又は損傷が乙の責めに帰すべき理由によるものである場合は、乙は甲の指示するところに従い、乙の負担においてこれを修補し、又はその損害を賠償しなければならない。

15-7

3 前項に規定する場合を除き、官給品等の滅失又は損傷によって生じた損害は、甲の負担に帰する。

(役務のかし)

第37条 乙が行った役務に関し納入された契約物品にかしがある場合は、甲は、相当の期限を定めて乙に修補を請求するものとする。ただし、甲は、かしが重要でなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときその他修補を請求することが相当でないと認められるときは、修補の請求に代えて代金の減額を請求することができる。

2 前項の契約物品のかしが、乙の責めに帰すべき理由によるものである場合は、甲は、前項の請求に際し、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

3 甲は、第1項の契約物品のかしが重要であり、そのため契約の目的を達することができないと認める場合は、第41条の規定に基づく解除の例により契約を解除することができる。

4 補修の請求若しくは代金の減額の請求又は契約の解除の通知は、第1項の契約物品の納入の日（乙が当該かしにつき知つて告げなかつた場合は、当該かしが発見された日）から1年以内に発しなければならない。ただし、修補の期限がこの期間の満了の日以降に到来することになっているときは、代金の減額の請求又は契約の解除の通知に関しては、当該期限の到来の日から2週間を経過する日までこの期間を延長する。

5 乙は、前項に規定する通知があった場合においては、甲に対し異議を申し立てができる。甲は、審査のうえ、乙の申し立てに理由があるときは、当該修補の請求若しくは代金の減額の請求又は解除を取り消し、又は変更するものとする。

6 かしのある契約物品の修補の義務の履行については、性質の許す限り、この契約条項を準用する。

7 前各項の規定は、第1項の規定に基づき修補され、再度引き渡された契約物品になお当該修補に係るかしがある場合に準用する。

8 修補に必要な費用は、代金に含まれるものとする。

第4章 契約の変更等及び解除

第1節 契約の変更等

(契約の変更)

第38条 甲は、乙の行う役務が完了するまでの間において必要がある場合は、契約履行期限、納入場所及び仕様書の内容その他乙の義務に関し、この契約に定めるところを変更するため、乙と協議することができる。

2 乙は、仕様書に定めがある場合のほか必要があると認めるときは、甲に対し技術変更提案を提出することができる。

3 第1項の規定により協議が行われる場合は、乙は見積書を作成し、速やかに甲に提出しな

ければならない。

- 4 第1項の協議の結果、契約金額を変更する必要が生じた場合においても、以後しばしば契約金額の変更の必要を生じる見込みがあるときその他相当と認めるときは、甲乙協議のうえ、その際契約金額の変更のための措置をとることなく、後日これをとりまとめて行うこととすることができる。
- 5 乙は、官給品等の支給又は貸付その他この契約により甲のなすべき行為が遅延した場合において必要があるときは、契約履行期限を変更するため甲と協議することができる。

(事情の変更)

第39条 甲及び乙は、この契約の締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃その他の著しい事情の変更により、この契約に定めるところが不当となったと認められる場合は、この契約に定めるところを変更するため協議することができる。

- 2 前条第3項の規定は、前項の規定により契約金額の変更に関して協議を行う場合に準用する。

(役務の一時中止)

第40条 甲は、役務が完了するまでの間において、その役務を一時中止させることができ

る。

- 2 甲が役務を一時中止させた場合において乙に損害が生じたときは、乙はその損害につき甲に賠償を請求することができる。
- 3 前項に規定する損害賠償の請求は、役務再開の日から30日以内に文書により行われなければならない。
- 4 役務を一時中止した後再開した場合の契約履行期限については、第38条第5項の規定を準用する。

第2節 契約の解除

(甲の解除権)

第41条 甲は、次の各号の一に該当する場合は、この契約の全部又は一部を解除することができ

る。

- (1) 乙の責めに帰すべき理由により乙が契約履行期限までに役務を行わなかつた場合
 - (2) 乙の責めに帰すべき理由により乙が役務を行うことができなかつた場合
 - (3) 乙が契約上の義務に違反したことによってこの契約の目的を達することができなくなつた場合
- 2 甲は、前項に定める場合のほか、甲の都合により必要がある場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(乙の解除権)

第42条 乙は、甲がその責めに帰すべき理由により契約上の義務に違反した場合においては、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又一部を解除することができる。

(違約金)

第43条 甲は、第41条第1項の規定によりこの契約の全部又は一部を解除した場合は、代金（一部解除の場合は、解除部分に相当する代金）の10パーセントの金額を乙から違約金

として徴収するものとする。

- 2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。
- 3 第30条第4項の規定は、違約金の徴収の場合に準用する。

(損害賠償)

第44条 甲は、第41条第2項の規定によりこの契約の全部又は一部を解除した場合は、乙の請求により乙に生じた損害を賠償しなければならない。ただし、乙が契約履行期限までに役務を完了しなかったことにより契約を解除した場合は、この限りでない。

- 2 第42条の規定によるこの契約の全部又は一部の解除は、乙が乙に生じた実際の損害につき賠償を請求することを妨げない。
- 3 前2項に規定する損害賠償の請求は、解除の日から30日以内に文書により行わなければならない。

第5章 秘密の保全

(秘密の保全)

第45条 甲及び乙は、この契約の履行に際し知得した相手方の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。

- 2 乙は、特約条項の定めるところにより、秘密の保全を確実にしなければならない。

第6章 雜則

(調査)

第46条

甲は、この契約の締結に先立って原価計算方式により算定した予定価格に係る実際の原価を確認する必要がある場合、又はこの契約に基づいて生じた損害賠償、違約金その他金銭債権の保全若しくはその額の算定等の適正を図るために必要がある場合は、乙に対し、その業務若しくは資産の状況に関して質問し、帳票類その他の物件を調査し、参考となるべき報告若しくは資料の提出又は提示を求め、又は甲の職員を乙の営業所、工場その他の関係場所に立ち入らせ、調査させることができる。

- 2 甲は、前項に定めるもののほか、この契約の事後に締結する契約の契約金額の適正を期するため、原価調査を行う必要がある場合は、乙に対し、この契約に係る支払金額に影響を与えないことを前提として前項の調査を実施することができる。
- 3 乙は、やむを得ない理由がある場合を除き、前2項に規定する調査に協力するものとする。

(相手方に対する効力発生の時期)

第47条 甲から乙に対する文書の通知は発信の日から、乙から甲に対する文書の通知は受信の日からそれぞれ効力を発生するものとする。

(その他)

第48条 この契約の履行については、この契約条項に定めるもののほか、特約条項の定めるところによる。

- 2 特約条項にこの契約条項と異なる定めのある場合は、特約条項の定めるところによる。
- 3 甲及び乙は、この契約に関し紛争又は疑義が生じた場合は、その都度協議して解決するものとする。

(裁判管轄)

第49条 この契約に関する訴えは、東京地方裁判所の管轄に属するものとする。

上記契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

賃貸借契約条項

第1章 総則

(目的)

第1条 乙は、別紙に示す明細書に記載された乙の米軍補給資料検索用ソフトウェア（以下「契約物品」という。）を甲の使用に供し、甲は、その代金を乙に支払うものとする。

(賃貸借の期間)

第2条 賃貸借の期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。

(契約保証金)

第3条 この契約における契約保証金は、予算決算及び会計令第100条の3第2号の規定により全部を免除する。

(引渡日)

第4条 乙は、第2条第1項に規定する賃貸借の期間開始日までに使用場所において甲が契約物品を使用し得る状態にするための現地調整を終了し、甲に引渡するものとする。

(賃貸借料)

第5条 乙に支払われる賃貸借料は、1暦月につき別紙明細書に掲げる金額とする。

2 賃貸借の期間に1暦月未満の期間の時間がある場合の当該月の基本賃貸借料は、基本賃貸借を当該月の暦日数で除した金額（以下「日額」という。）に当該期間に含まれる日数を乗じて得た金額とする。ただし、日額に円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てるものとする。

3 賃貸借の期間中に、甲の内部的な事情による場合を除き、契約物品を使用することができなくなり業務に支障を生じた場合は、第1項に規定する金額から、次式により算出した金額を減額した金額をもって基本賃貸借料とする。ただし、減額金額に円未満の端数がある場合は、その端数を切り上げるものとする。

基本賃貸借 料

————— × 業務に支障を生じた日数

当該月の暦日数

4 前項の業務に支障を生じた日数には、第13条第1項に規定する保全、整備及び調整に要する時間は含まないものとする。ただし、当該保全、整備及び調整が乙の責めに帰すべき理由により契約物品を使用することができなくなった場合において行われたものであるときは、この限りでない。

(債務の引受け等の承認)

第6条 乙は、次の各号に掲げる場合は、あらかじめ書面により甲の承認を受けなければならない。

- (1) この契約に基づく債務の全部又は一部を第三者に引き受けさせる場合
- (2) この契約に基づく債務の全部又は一部を第三者に譲渡する場合
- (3) 賃貸借中の契約物品を担保に供する場合

2 甲は、前項に掲げる場合においては、この契約の履行上支障を生ずるおそれがない限り、速やかに承認を与えるものとする。

(代理人等の届出)

第7条 乙は、この契約の履行に関する事務の全部又は一部を行わせるため代理人を選定する場合は、あらかじめ、書面により甲に届け出なければならない。

第2章 契約の履行

(持込みの予定期日の通知)

第8条 乙は、契約物品を使用場所に持ち込もうとする場合は、持ち込みの予定期日、その他必要事項を使用場所の使用責任者に通知しなければならない。

2 甲は、前項の通知を受けた場合は、予定期日までに使用場所における契約物品の受入準備を完了するものとする。

(引渡しの届け出)

第9条 乙は、契約物品を使用場所に持ち込み、その調整が終了した場合は、直ちに引渡書（別紙様式第1）により、その旨を使用場所の検査官に届け出なければならない。

(確認)

第10条 甲は、前条の届け出があった場合は、検査官により当該届け出に係る契約物品について、引渡書及び契約書の別紙明細書と照合の上、異状の有無につき確認を行わせるものとする。

(受取り)

第11条 甲は、届出があった契約物品に異状がないことを確認した場合は、乙から当該契約物品の引渡しを受けるものとする。

2 甲は、契約物品の引渡しを受けた場合は、必要事項を記載した受取書（別紙様式第1）を遅滞なく乙に交付するものとする。

(甲の使用上の義務)

第12条 甲は、賃貸借の期間中、契約物品を善良な管理者の注意をもって管理するものとする。

2 甲は、カード、テープ、その他の補用品については、契約物品に適合する規格のものを使用するものとする。

3 甲は、契約物品に他の機器を取り付けて使用する場合は、あらかじめ乙の同意を得なければならぬ。

(乙の保守義務等)

第13条 乙は、契約物品に係る基本的なプログラム及びデータ（以下「プログラム等」という。）を甲に提供するほか、賃貸借の期間中使用責任者に対し、契約物品の適切な操作方法を指導するとともに、使用責任者が常時契約物品を良好な状態において使用することができるよう契約物品の保全、整備及び調整を行わなければならない。

2 使用責任者は、賃貸借の期間中に契約物品に前項に規定する保全、整備及び調整の必要が生じた場合は、直ちに乙にこの旨を通知して保全、整備及び調整を求めるものとする。

3 甲は、乙が乙の責めに帰すべき理由により、第1項に規定する保全、整備及び調整を行わなかつたことにより甲に損害が生じた場合は、その賠償を請求することができるものとする。

(プログラム提供等の費用)

第14条 前条の基本的なプログラム等の提供、操作方法の指導及び契約物品の保全、整備若しくは調整のための費用は代金に含まれるものとする。

2 甲の要求により乙が特別のプログラム等の提供又は通常の保全基準を超える契約物品の保全、整備若しくは調整の費用は、甲の負担とし、その金額は、甲乙協議して定めるものとする。

(設置調整)

第15条 設置場所及び利用場所の使用責任者は、仕様書に示された設置調整の各調整事項について確認し、設置調整確認書（別紙様式第2）を遅滞なく乙に交付するものとする。

2 前項に定むる確認は、各契約の当初1回とする。

(撤去)

第16条 乙は、賃貸借の期間が満了した場合（継続して契約が締結される場合を除く。）又は第24条又は第25条の規定に基づき契約が解除された場合は、速やかに契約物品を撤去しなければならない。

2 甲は、乙が契約物品を撤去した場合は、必要事項を記載した撤去確認書（別紙様式第3）を遅滞なく乙に交付するものとする。

3 甲は、乙が契約物品を撤去するのに必要な期間は、乙が自ら管理する場合を除き、善良な管理者の注意をもってこれを保管しなければならない。

4 撤去のための費用は、乙の負担とする。

(使用期間の確認)

第17条 設置場所の使用責任者は、契約物品の月ごとの使用期間を確認し、直ちに使用期間確認書（別紙様式第4）に必要事項を記載して、これを乙に交付するものとする。

(代金の請求及び支払)

第18条 乙は、確認書の交付を受けた場合は、基本使用料金を甲の指定する者に請求することができる。

2 乙は、代金を請求する場合は、使用期間確認書及びその他の甲の指定する証拠書類を添付した適法な支払請求書によるものとする。

3 甲は、前項に定める支払請求書を受理した場合は、受理した日から30日以内に乙に当該金額を支払うものとする。

(支払遅延利息)

第19条 甲は、約定期間（前条第3項の期間をいう。以下同じ。）内に代金を支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、未払金額に対し、年2.8パーセントの率を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払わなければならない。ただし、約定期間に支払をしないことが天災地変等やむを得ない理由による場合は、当該理由の継続する約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

2 前項により計算した遅延利息の額が100円未満である場合は遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てるものとする。

第3章 契約の効力等

(契約物品の引渡し不能等の通知)

第20条 乙は、理由のいかんを問わず引渡し日までに契約物品を引き渡す見込みがなくなった場合又は契約物品を引き渡すことができなくなった場合は、直ちにその旨を甲に通知するものとする。

(契約物品の滅失又は損傷)

第21条 甲は、賃貸借の期間中に契約物品が滅失し又は損傷した場合は、速やかに乙にその旨を通知するものとする。

2 前項の滅失又は損傷が甲の責めに帰すべき理由による場合は、甲の負担においてこれを補修し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、乙が保険金、損害賠償その他の代償又はそのような代償の請求権を取得したときは、甲はその価格の限度でその負担を免れる。

3 前項に規定する場合を除き、契約物品の滅失又は損傷によって生じた損害は、乙の負担に帰する。

第4章 契約の変更等及び解除

(契約の変更)

第22条 甲は、賃貸借の期間中において必要がある場合は、賃貸借期間、使用場所、別紙明細書の内容その他この契約に定めるところを変更するため、乙と協議することができる。

2 前項の規定により協議が行われる場合は、乙は見積書を作成し速やかに甲に提出しなければならない。

(事情変更)

第23条 甲及び乙は、この契約の締結後、経済情勢の変動、天災事変、法令の制定又は改廃その他著しい事情により、この契約に定めるところが不当となったと認められる場合は、この契約に定めるところを変更するため協議することができる。

2 前条第2項の規定は、前項の規定による基本賃貸借料の変更に関して協議を行う場合に準用する。

(甲の解除権)

第24条 甲は、乙が契約上の義務に違反したことによってこの契約の目的を達することができなくなった場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

2 甲は、前項に定める場合のほか、甲の都合により必要がある場合は、この契約の全部又は一部につき解除の申入れをすることができる。この場合においては、この契約による賃貸借は、解除の申入れの後30日を経過した日をもって終了するものとする。

3 解除は、将来に向かってのみその効力を生ずる。

4 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(乙の解除権)

第25条 乙は、甲がその責めに帰すべき理由により契約上の義務に違反した場合においては、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

2 前条第3項の規定は、前項の場合に準用する。

(違約金)

第26条 甲は、第24条第1項の規定により、この契約の全部又は一部を解除した場合は、解除した部分に相当する額（賃貸借の一部解除にあたっては、解除期間に相当する額）の10パーセント相当額を乙から違約金として徴収するものとする。

2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

3 乙は、甲が相当の期間において指定する期日までに第1項の違約金を支払わない場合は、その期限の翌日から支払のあった日までの日数に応じ、当該違約金に対し、年5.0パーセントの率を乗じて計算した金額を遅延利息として甲に支払わなければならない。

(損害賠償)

第27条 甲は、第24条第2項の規定によりこの契約の全部又は一部を解除した場合は、乙の請求により乙に生じた損害を賠償しなければならない。ただし、乙が引渡し完了日までに契約物品を引渡さなかつたことによりこの契約を解除した場合は、この限りではない。

2 第25条の規定によるこの契約の全部又は一部の解除は、乙が乙に生じた実際の損害につき賠償を請求することを妨げない。

3 前2項に規定する損害賠償の請求は、解除の日から30日以内に文書により行わなければならぬ。

第5章 雜則

(秘密保全)

第28条 甲及び乙は、この契約の履行に際し知得した相手方の秘密を第三者に漏らし又は利用してはならない。

(調査)

第29条 甲は、この契約に基づいて生じた損害賠償、違約金その他金銭債権の保全又はその額の算定等の適正を図るため必要がある場合は、乙に対し、その業務若しくは資産状況に関して質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、参考となるべき報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に乙の営業所、工場その他の関係所に立入り、調査させることができる。

2 乙は、前項に規定する調査に協力するものとする。

(その他)

第30条 この契約の履行については、この契約条項に定めるもののほか、特約条項の定めるところによる。

2 特約条項にこの契約条項と異なる定めがある場合は、特約条項の定めるところによる。

3 甲及び乙は、この契約に関し紛争又は疑義が生じた場合は、その都度協議して解決するものとする。

(裁判管轄)

第31条 この契約に関する訴えは、東京地方裁判所の管轄に属するものとする。

上記契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、双方記名押印のうえ各1通を保有するものとする。

明細書

統制番号

(調達要求番号)

品名

数量

貸貸借期間

使用場所

(単位:円)

品名	数量	月単価	月基本賃貸借料
小計			
消費税額			
賃貸借料			

引渡書・受取書			
契約相手方		使用責任者	
		下記のとおり受け取った。 所 属 官 職 氏 名	
調達要求番号			
単価契約番号	第 号	契約年月日	平成 年 月 日
貸貸借期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日		
品 名			数量 式
引渡(設置)場所			
引渡・受取年月日			
適用			

設置調整確認書			
契約相手方		使用責任者	
		設置調整が完了したことを確認した。 所 属 官 職 氏 名	
調達要求番号			
単価契約番号	第 号	契約年月日	平成 年 月 日
賃貸借期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日		
品名		数量	式
設置場所・利用場所			
設置調整完了年月日			
適用			

注：設置場所の場合は利用場所を、利用場所の場合は設置場所を2線で抹消する。

平成 年 月 日

撤去確認書

殿

使用責任者 所属

官職

氏名

印

下記のとおり、撤去を完了したことを確認する。

- 1 統制番号
(調達要求番号)
- 2 契約番号及び年月日
- 3 撤去品名

品 名	数 量	摘 用

- 4 撤去場所
- 5 撤去実施者
- 6 撤去完了日
- 7 撤去時における契約物品の状況

使 用 期 間 確 認 書

殿

使用責任者 所属

官職

氏名

印

統制番号 (調達要求番号)		品 名	
契約番号		契約年月日	
使用場所			

1 使用期間

自 平成 年 月 日 ~ 自 平成 年 月 日

2 使用中断期間

データ名	中断期間	所見

カラー電子複写機賃貸借契約条項

第1章 総則

(目的)

第1条 乙は、別紙に示す明細書に記載された乙のカラー電子複写機（以下「契約物品」という。）を甲の使用に供し、甲は、その代金を乙に支払うものとする。

(賃貸借の期間)

第2条 賃貸借の期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。

(引渡日)

第3条 乙は、第2条に規定する賃貸借の期間開始日の前日までに設置場所において甲が契約物品を使用し得る状態にするための現地調整し、甲に引渡すものとする。

(代金)

第4条 契約代金をもって、乙に支払われる代金とする。

2 甲は、部分払に関する特約条項（以下「部分払条項」という。）に定める部分払及び完納払いにより代金を支払うものとする。

3 前項の部分払は歴月（以下「月」という。）単位で行うことを基本とし、その金額は、別紙明細書に基づき計算して得られたものとする。

(債務の引受け等の承認)

第5条 乙は、次の各号に掲げる場合は、あらかじめ書面により甲の承認を受けなければならない。

(1) この契約に基づく債務の全部又は一部を第三者に引き受けさせる場合

(2) この契約に基づく債務の全部又は一部を第三者に譲渡する場合

(3) 賃貸借中の契約物品を担保に供する場合

2 甲は、前項に掲げる場合においては、この契約の履行上支障を生ずるおそれがない限り、速やかに承認を与えるものとする。

(代理人等の届出)

第6条 乙は、この契約の履行に関する事務の全部又は一部を行わせるため代理人を選定する場合は、あらかじめ、書面により甲に届け出なければならない。

第2章 契約の履行

(持込みの予定期日の通知)

第7条 乙は、契約物品を設置場所に持ち込もうとする場合は、持ち込みの予定期日、その他必要事項を設置場所の使用責任者に通知しなければならない。

2 甲は、前項の通知を受けた場合は、予定期日までに設置場所における契約物品の受入準備を完了するものとする。

(引渡しの届出)

第8条 乙は、契約物品を設置場所に持ち込み、その据付け及び調整が終了した場合

は、直ちに引渡書（別紙様式第1）により、その旨を設置場所の使用責任者に届け出なければならない。

（確認）

第9条 甲は、前条の届出があった場合は、使用責任者により当該届け出に係る契約物品について、引渡書及び契約書の別紙明細書及び仕様書と照合の上、異状の有無につき確認を行わせるものとする。

（受取り）

第10条 甲は、届出があった契約物品に異状がないことを確認した場合は、乙から当該契約物品の引渡しを受けるものとする。

2 甲は、契約物品の引渡しを受けた場合は、必要事項を記載した受取書（別紙様式第1）を遅滞なく乙に交付するものとする。

（設置調整）

第11条 設置場所の使用責任者は、仕様書に示された設置調整の各調整事項について確認し、設置調整確認書（別紙様式第2）を遅滞なく乙に交付するものとする。

（設置費用）

第12条 契約物品の持込み、据付け及び調整のための費用は代金に含まれるものとする。

（甲の使用上の義務）

第13条 甲は、賃貸借の期間中、契約物品を善良な管理者の注意をもって管理するものとする。

2 甲は、契約物品に他の機器を取り付けて使用する場合は、あらかじめ乙の同意を得なければならない。

（乙の保守義務等）

第14条 乙は、契約物品に係る基本的なカタログ、取扱説明書（以下「カタログ等」という。）を甲に提供するほか、賃貸借の期間中使用責任者に対し、契約物品の適切な操作方法を指導するとともに、使用責任者が常時契約物品を良好な状態において使用することができるよう契約物品の保全、整備及び調整を行わなければならない。

2 使用責任者は、賃貸借の期間中に前項に規定する保全、整備及び調整の必要が生じた場合は、直ちに乙にこの旨を通知して保全、整備及び調整を求めるものとする。

3 甲は、乙が乙の責めに帰すべき理由により、第1項に規定する保全、整備及び調整を行わなかつたことにより甲に損害が生じた場合は、その賠償を請求することができるものとする。

（保守義務に係る費用）

第15条 前条の基本的なカタログ等の提供、操作方法の指導及び契約物品の保全、整備若しくは調整のための費用並びに乙が契約物品に付保する動産総合保険の保険料は、代金に含まれるものとする。

(使用枚数の確認)

第16条 使用責任者は、乙が確認する月ごとの契約物品の使用枚数を確認し、直ちに使用実績確認書(別紙様式第3)（以下「確認書」という。）に必要事項を記載して、これを乙に交付するものとする。

(撤去)

第17条 乙は、賃貸借の期間が満了した場合 又は第25条及び第26条の規定に基づき契約が解除された場合は、速やかに契約物品を撤去しなければならない。

- 2 甲は、乙が契約物品を撤去した場合は、必要事項を記載した撤去確認書(別紙様式第4)を遅滞なく乙に交付するものとする。
- 3 甲は、乙が契約物品を撤去するのに必要な期間は、乙が自ら管理する場合を除き善良な管理者の注意をもってこれを保管しなければならない。
- 4 撤去のための費用は代金に含まれるものとする。

(代金の請求及び支払)

第18条 乙は、確認書の交付を受けた場合は、代金を甲の指定する者に請求することができる。

- 2 乙は、代金を請求する場合は、確認書及びその他の甲の指定する証拠書類を添付した適法な支払請求書によるものとする。
なお、請求書の金額は、使用枚数のうちカラー %、モノクロ %を保守点検、及びミスコピー等の枚数として控除し算出するものとする。
- 3 甲は、前項に定める支払請求書を受理した場合は、受理した日から30日以内に乙に当該金額を支払うものとする。

(精算処置)

第19条 甲は、年度ごとに別紙明細書に掲げる内容に変更が生じた場合は、乙と協議を行い、年度ごとの支払限度額の範囲内で精算し、各年度末までに第23条の規定により、変更契約を行うものとする。

(支払遅延利息)

第20条 甲は、約定期間(第18条第3項の期間をいう。以下同じ。)内に代金を支払わない場合は、約定期間満了日の翌日から支払をするまでの日数に応じ、未払金額に対し、年2.8パーセントの率を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払わなければならない。ただし、約定期間内に支払をしないことが天災地変等やむを得ない理由による場合は、当該理由の継続する約定期間内に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

- 2 前項により計算した遅延利息の額が100円未満である場合は遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てるものとする。

第3章 契約の効力等

(契約物品の引渡し不能等の通知)

第21条 乙は、理由のいかんを問わず引渡し日までに契約物品を引き渡す見込みがなくなった場合又は契約物品を引き渡すことができなくなった場合は、直ちにその旨を甲に通知するものとする。

(契約物品の滅失又は損傷)

第22条 甲は、賃貸借の期間中に契約物品が滅失し又は損傷した場合は、速やかに乙にその旨を通知するものとする。

- 2 前項の滅失又は損傷が甲の責めに帰すべき理由による場合は、甲は乙の指示するところに従い、甲の負担においてこれを補修し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、乙が保険金、損害賠償その他の代償又はそのような代償の請求権を取得したときは、甲はその価格の限度でその負担を免れる。
- 3 前項に規定する場合を除き、契約物品の滅失又は損傷によって生じた損害は、乙の負担に帰する。

第4章 契約の変更等及び解除

(契約の変更)

第23条 甲は、賃貸借の期間中において必要がある場合は、賃貸借期間、設置場所、利用場所、別紙明細書の内容その他この契約に定めるところを変更するため、乙と協議することができる。

- 2 前項の規定により協議が行われる場合は、乙は見積書を作成し速やかに甲に提出しなければならない。

(事情変更)

第24条 甲及び乙は、この契約の締結後、経済情勢の変動、天災事変、法令の制定又は改廃その他著しい事情により、この契約に定めるところが不当となったと認められる場合は、この契約に定めるところを変更するため協議することができる。

- 2 前条第2項の規定は、前項の規定による基本賃貸借料の変更に関して協議を行う場合に準用する。

(甲の解除権)

第25条 甲は、乙が契約上の義務に違反したことによってこの契約の目的を達することができなくなった場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- 2 甲は、前項に定める場合のほか、甲の都合により必要がある場合は、この契約の全部又は一部につき解約の申入れをすることができる。この場合において、この契約による賃貸借は、解除の申入れの後30日を経過した日をもって終了するものとする。

3 解除は、将来に向かってのみその効力を生ずる。

- 4 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(乙の解除権)

第26条 乙は、甲がその責めに帰すべき理由により契約上の義務に違反した場合においては、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、

この契約の全部又は一部を解除することができる。

2 前条第3項の規定は、前項の場合に準用する。

(違約金)

第27条 甲は、第25条第1項の規定により、この契約の全部又は一部を解除した場合は、解除部分に相当する額（賃貸借の一部解除にあたっては、解除期間に相当する額）の10パーセント相当額を乙から違約金として徴収するものとする。

2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

3 乙は、甲が相当の期間をおいて指定する期日までに第1項の違約金を支払わない場合は、その期限の翌日から支払のあった日までの日数に応じ、当該違約金に対し、年5.0パーセントの率を乗じて計算した金額を遅延利息として甲に支払わなければならない。

(損害賠償)

第28条 甲は、第25条第2項の規定によりこの契約の全部又は一部を解除した場合は、乙の請求により乙に生じた損害を賠償しなければならない。ただし、乙が引渡し完了日までに契約物品を引渡さなかつたことによりこの契約を解除した場合はこの限りではない。

2 第25条の規定によるこの契約の全部又は一部の解除は、乙が乙に生じた実際の損害につき賠償を請求することを妨げない。

3 前2項に規定する損害賠償の請求は、解除の日から30日以内に文書により行わなければならない。

第5章 雜則

(秘密保全)

第29条 甲及び乙は、この契約の履行に際し知得した相手方の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。

(調査)

第30条 甲は、この契約に基づいて生じた損害賠償、違約金その他金銭債権の保全又はその額の算定等の適正を図るため必要がある場合は、乙に対し、その業務若しくは資産状況に関して質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、参考となるべき報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に乙の営業所、工場その他の関係所に立ち入り、調査させることができる。

2 乙は、前項に規定する調査に協力するものとする。

(その他)

第31条 この契約の履行については、この契約条項に定めるもののほか、特約条項の定めるところによる。

2 特約条項にこの契約条項と異なる定めがある場合は、特約条項の定めるところによる。

3 甲及び乙は、この契約に関し紛争又は疑義が生じた場合は、その都度協議して解決するものとする。

(裁判管轄)

第32条 この契約に関する訴えは、東京地方裁判所の管轄に属するものとする。

上記契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、双方記名押印の上、各1通を保有するものとする。

注：※印は、一定の率を適用し控除する場合に使用すること。

別紙

明細書

統制番号
(調達要求番号)

品名

数量

賃貸借期間 平成 年 月 日～平成 年 月 日

使用場所

年度	項目	数量	単価	金額	備考
小計					円未満切捨て
	消費税及び地方消費税				円未満切捨て
合計					

引渡書・受取書

契約相手方		使用責任者	
		下記のとおり受け取った。	
		所 属	
		官 職	
印		氏 名	印
統制番号			
契約番号	第 号	契約年月日	平成 年 月 日
賃貸借期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日		
品 名			数 量
設置場所			
引渡・受取年月日			
摘要			

設置調整確認書

契 約 相 手 方		使 用 責 任 者	
		設置調整が完了したことを確認した。	
		所 属	
		官 職	
印		氏 名 印	
統制番号			
契約番号	第 号	契約年月日	平成 年 月 日
賃貸借期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日		
品 名			数 量
設置場所			
設置調整完了年月日			
摘要			

別紙様式第3

使 用 実 績 確 認 書

下記の契約について、使用実績を確認した。

年 月 日

殿

使用責任者 所属

官職

氏名

印

統制番号		品名	
契約番号 契約年月日		契約相手方	
設置場所			

1 使用期間

自 平成 年 月 日 ~ 至 平成 年 月 日

2 使用枚数

用紙の種類	当月使用枚数	累計
カラー	枚	枚
モノクロ	枚	枚

平成 年 月 日

撤去確認書

殿

使用責任者 所属

階級

氏名

印

下記のとおり、撤去を完了したことを確認する。

(1) 統制番号

(2) 契約番号及び年月日

(3) 撤去品名

品 名	数量	摘要

(4) 撤去場所

(5) 撤去実施者

(6) 撤去完了日

(7) 撤去時における契約物品の状況

事務用品（什器）契約条項

（Web カタログ方式（通信販売方式））

第1章 総則

第1節 契約の目的及び代金

（契約の目的）

第1条 乙は、公共サービス改革基本方針（平成22年7月6日閣議決定）に従って定められた、防衛省・航空自衛隊事務用品調達業務民間競争入札実施要項（以下、“実施要項”という。）に基づき締結された契約期間内に甲が発する「発注書（什器）」（別紙様式（参考）。以下「発注書」という。）の送付を受けたときは、この契約書に約定する条件及び付属する仕様書に従いこの契約の給付の目的である什器を指定された納地及び納入日までに納入し、甲は、その代価として乙に代金を支払うものとする。

（代金）

第2条 乙に支払われる代金の金額は発注書に基づく納入数量に単価を乗じた金額とし、単価は、入札書に記載した各品目の単価とし、一切の費用（配送、Web カタログ作成、準備、運用、請求、支払、納入実績等に係る費用）を含むものとする。ただし、乙の責に帰すべき事由により生じた返送料については、単価に含めず乙が支払うものとする。

2 本条項に係る契約金額は支払限度とし、契約の履行完了に先立ち、契約数量等に係る見直しを行い、精算するものとする。

第2節 一般事項

（事業の開始）

第3条 乙は、契約締結後20日以内にサービスの提供を開始しなければならない。
なお、契約締結後速やかに事業開始までの日程表等を、甲に提出するものとする。

（金品等の授受の禁止）

第4条 乙は、事業において金品等を受け取ること、又は与えることをしてはならない。

（宣伝行為の禁止）

第5条 乙は、防衛省及び航空自衛隊の名称並びにこれらの保有するロゴなどを本契約以外の乙が自ら行う事業の宣伝に用いてはならない（一般的な会社案内資料において列挙される事業内容や受注業務の一つとして、事実のみを簡潔に記載する場合を除く。）。また、乙が自ら行う事業が、本事業の業務の一部であるかのように誤認されるおそれのある行為をしてはならない。

（債務の引受け等の承認）

第6条 乙は、次の各号に掲げる場合は、あらかじめ書面により甲の承認を受けなければならない。

- (1) この契約に基づく債務の全部又は一部を第三者に引き受けさせる場合
- (2) この契約に基づく債権の全部又は一部を第三者に譲渡する場合

2 甲は、前項に掲げる場合においては、この契約の履行上支障を生ずるおそれがない限り、速やかに承認を与えるものとする。

（代理人の届出）

第7条 乙は、この契約の履行に関する事務の全部又は一部を行なわせるため、代理人を選任する場合は、あらかじめ書面により甲に届け出なければならない。

(再委託)

第8条 乙は、本事業の実施に当たり、その全部を一括して再委託してはならない。

- 2 乙は、やむを得ない事由により再委託を行う場合には、再委託先を明らかにした上で甲の承認を受けなければならない。
- 3 乙は、前項の再委託を行う場合には、再委託先から必要な報告を求めるものとする。

(特許法等上の権利の侵害の禁止)

第9条 乙は、この契約の履行にあたり、第三者の有する特許法、実用新案法若しくは意匠法上の権利又は技術上の知識に関し第三者が乙に対して有する契約上の権利を侵害することのないよう必要な措置を講ずるものとする。

- 2 乙が、前項の必要な措置を講じなかつたことにより甲が損害を受けた場合は、甲は、乙に対してその賠償を請求することができる。

(仕様書等の疑義)

第10条 乙は、仕様書等に疑義がある場合は、速やかに甲の説明を求めなければならない。この場合において、乙は、当該説明が文書によってなされるよう要求することができる。

- 2 乙は、前項の説明に従つたことを理由として、この契約に定める義務の履行の責めを免れない。ただし、乙がその説明の不適当なことを知って、速やかに甲に異議を申し立てたにもかかわらず、甲が当該説明によることを求めたときは、この限りでない。

(監督官等の派遣)

第11条 甲は、この契約の適正な履行を確保するため、必要があると認めた場合は、監督官、検査官及びその他の職員（以下「監督官等」という。）を、乙の営業所、工場その他の関係場所に派遣するものとする。

- 2 甲は、監督官等を派遣する場合は、その権限及び事務の範囲を乙に明示しなければならない。
- 3 監督官等は、職務の遂行にあたり、乙が行う業務を不当に妨げてはならない。
- 4 乙は、監督官等の職務の遂行につき相当の範囲内で協力しなければならない。

第2章 契約の履行

第1節 発注

(発注)

第12条 甲は、基地等ごとに原則毎月1回、1回当たりの発注金額を1,500円以上（税込）を基準として、インターネットにより国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く月曜日から金曜日（以下「平日」という。）の午前8時15分から午後5時までに発注することとし、併せて発注書を交付するものとする。

- 2 甲が、甲の示す基地等ごと、品目リストのカテゴリーごと及び四半期（基準）ごとの別途に示す受注上限額を超えて発注した場合には、乙は受注することなく甲に通知するものとする。

第2節 監督及び完成検査

(監督)

第13条 仕様書等に特に定めがある場合は、甲の指名した監督官は、甲の定める監督実施要領に

に基づき必要な監督を行うものとする。

- 2 乙は、前項の規定により監督官が監督を行う場合は、これに応じなければならない。この場合においては、第11条第2項の規定を準用する。
- 3 監督を受けるのに必要な費用は、代金に含まれるものとする。

(完成検査)

第14条 乙は、契約書又は仕様書等において完成検査を行わないこととされている場合を除き、契約物品を納入場所に送付するのに先立ち、契約物品の品質（契約物品の性質上必要な包装等の品質を含む。）に關し、甲の完成検査を受けなければならない。

- 2 完成検査は、甲の指名した検査官により、契約書、仕様書等及び甲の定めた完成検査実施要領に基づいて行われるものとする。
- 3 完成検査においては、契約物品の品質が契約書及び仕様書等に適合するか否かにより、合格又は不合格の判定を行うものとする。
- 4 検査官は、前項の規定により合格と判定した場合は、速やかに完成検査合格証を乙に交付するものとする。
- 5 乙は、完成検査に立ち会わなければならない。
- 6 完成検査を受けるのに必要な費用は、代金に含まれるものとする。

(完成検査の期日及び場所)

第15条 乙は、完成検査を受けようとする期日及び場所について甲に申請するものとする。

- 2 甲又は乙は、完成検査の実施の期日又は場所を変更する必要が生じた場合は、遅滞なく相手方に通知し、協議のうえ新たな期日又は場所を定めなければならない。
- 3 乙は、完成検査の期日までに、必要な準備を完了しなければならない。

第3節 納入

(給付の終了の届出)

第16条 乙は、発注書により発注された契約物品の持ち込みの完了（据付けを必要とするときは、据付けの完了）によりこの契約に基づく給付が終了した場合は、直ちに発注ごと納品書7部に完成検査合格証を添えてその旨を検査官に届け出なければならない。契約物品が分割して納入された場合において、全ての納入が終了したときもまた同様とする。

なお、乙の納入は、発注日から30営業日以内を原則とし、午前8時15分から午後5時までの時間帯とする。また、乙は交通事情等により30営業日以内に納入できない場合は、速やかに納入日を基地等に連絡し了承を得なければならない。

(配送方法等)

第17条 乙は、輸送方法に適合した商慣習による梱包方法で配送する。配送先については、甲が指定した場所とし、納品は組立て納品とし、設置が必要なものは設置調整を含むものとする。

(受領検査)

第18条 甲は、第17条の届出があった場合は、当該届出に係る契約物品について、この契約に基づく給付の完了の確認のため、甲の指名した検査官により受領検査を実施させるものとする。

- 2 受領検査の実施については、甲の定めた受領検査実施要領に規定するところによるものとする。
- 3 受領検査においては、納品書及び完成検査合格証を確認したうえ、契約物品が契約書及び仕様書等に適合するか否かにより合格又は不合格の判定を行うものとする。

- 4 前項の判定は、第17条の届出があった日から10日以内にしなければならない。
- 5 乙は、受領検査に立ち会うことができる。
- 6 乙は、検査官に対し、検査の日時等の通知を求めることができる。

(受領)

- 第19条 甲は、契約物品が受領検査において合格とされた場合は、これを受領する。
- 2 甲は、乙が受領検査において不合格とされた契約物品を引き取るのに必要な期間は、乙が自ら管理する場合を除き、善良な管理者の注意をもってこれを保管しなければならない。

(値引受領)

- 第20条 甲は、完成検査において契約物品が不合格と判定された場合において、当該契約物品に使用上重大な支障がないと認めて特にその受領を容認したときは、不合格品値引受領確認証を乙に交付するものとする。
- 2 乙は、完成検査において不合格と判定された契約物品について、前項の規定による受領の容認を甲に申請することができる。
 - 3 乙は、不合格品値引受領確認証の交付を受けている場合は、受領検査においては完成検査合格証に代えて不合格品値引受領確認証の確認を受けるものとし、甲は、数量の不足及び輸送中の事故が確認されない限り当該契約物品を受領する。
 - 4 前項に規定するもののほか、受領検査において不合格と判定された契約物品で甲が使用上重大な支障がないと認めたものにつき受領することがあるものとする。
 - 5 乙は、受領検査において、不合格と判定された契約物品について、前項の規定による受領を甲に申請することができる。
 - 6 甲は、第3項又は第4項の契約物品を受領する場合は、代金につき相当額を減額する。

(所有権の移転)

- 第21条 契約物品の所有権は、甲が受領した時をもって乙から甲に移転するものとする。
- 2 契約物品の性質上必要な包装等は、仕様書に特に定めのあるものを除き、契約物品の所有権の移転とともに甲に帰属するものとする。

(受領書の交付)

- 第22条 甲は、契約物品を受領した場合は、必要事項を記載した受領書を遅滞なく乙に交付するものとする。

(納入実績の報告)

- 第23条 乙は、基地等ごと及び全基地合計の四半期分の納入実績を、各四半期の終了する月の翌月の5日（当該日が土曜日、日曜日又は休日の場合は、平日である金曜日又は休日の前日）までにMicrosoft excel形式の電子データにより甲に報告するものとする。

第4節 代金の支払

(代金の請求及び支払)

- 第24条 乙は、発注書に記載された契約物品の全部を納入した場合は、四半期ごとに取りまとめて請求するものとし、乙は請求書を甲の指定する者に提出するものとする。
- 2 甲は、この契約に係る既納部分に対して代金を乙に支払うものとする。
 - 3 支払方法は、四半期ごと4回以内とし、既納部分の金額の10／10を支払うものとする。
 - 4 乙は、請求書に請求金額の内訳として、第23条で作成した四半期分の納入実績報告書、発注

書及び納品書の写しその他甲の指定する証拠書類を添付し、各四半期の終了する月の翌月の5日までに提出するものとする。

- 5 甲は、前項に定める支払請求書を受理した場合は、受理した日から30日以内の日に乙に当該金額を支払うものとする。
- 6 甲及び乙は、契約金額の確定を行い、乙に支払われる代金の金額を確定するものとする。
- 7 本条項に係る契約金額は支払限度とし、平成 年 月 日までに確定するものとする。
- 8 乙は、確定すべき金額につき納入実績報告書を、平成 年 月 日までに提出するものとする。

(改善の指示と支払留保)

第25条 甲は、乙の業務履行について、実施要項に示した確保されるべきサービスの質に規定する事項が満たされていないと判断した場合には、改善期限を定めて、乙に改善指示又は改善計画書の作成指示を行うものとする。

乙は、改善指示に従わない場合又は改善計画書を甲に提出し、改善計画に対する甲の承諾を得ない場合には、代金を請求できないものとする。また、乙が改善指示に従わない場合又は改善計画書に記載する期限までに、改善計画書に従った業務履行を甲が確認できない場合には、甲は契約を解除し、納入済部分の代金を支払うものとする。

- 2 甲は、第23条の規定による納入実績の報告等により乙の業務履行を確認し、改善が必要と判断した場合には、前項の規定と同様の措置を行う。
- 3 乙は、改善指示又は改善計画書に従った業務履行を甲が確認した場合には、第24条第2項の規定に準じて代金を請求するものとする。

(支払遅延利息)

第26条 甲は、約定期間（第24条第5項の期間をいう。以下同じ。）内に代金を乙に支払わない場合は、約定期間満了日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、未支払金額に対し、年2.8パーセントの率を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払わなければならない。ただし、約定期間に支払をしないことが天災地変等やむを得ない理由による場合は、当該理由の継続する期間は約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

- 2 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満である場合は、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てるものとする。
- 3 甲が、第18条第4項に定める期間内に合否の判定をしない場合は、その期間を経過した日から合否の判定をした日までの日数は約定期間の日数から差し引くものとし、また、当該遅延期間が約定期間の日数を超える場合は、約定期間は満了したものとみなし、甲は、その超える日数に応じ前項の計算の例に準じ前1項に定める利率をもって計算した金額を乙に対して支払わなければならぬ。

(契約保証金による充当)

第27条 甲は、第37条第1項の規定により違約金を徴収し、又は同条第2項の規定により損害賠償を請求する場合は、乙が提供した契約保証金をもってこれを充当するものとする。

- 2 乙が契約保証金に代えて担保を提供した場合においては、前項の徴収又は請求は相当の期間を定めてするものとし、その期間内に支払がなかったときは、甲はこれを換価して得た金額をもって違約金又は損害賠償に充当するものとする。

(相殺)

第28条 甲は、乙が甲に支払うべき金銭債務がある場合は、乙に支払うべき代金と相殺することができる。

第3章 契約の効力等

(契約物品の納入不能等の通知)

第29条 乙は、理由のいかんを問わず契約履行期限までに契約物品を納入する見込みがなくなった場合、契約物品を納入することができなくなった場合又は納入前の契約物品の滅失若しくは損傷で第31条の規定により甲の負担となるべきものが発生した場合は、直ちに甲にこの旨を通知するものとする。

(危険負担)

第30条 甲乙双方の責めに帰することができない理由により、契約物品を納入することができなくなった場合は、乙は、当該契約物品の納入の義務を免れるものとし、甲は、その代金の支払の義務を免れるものとする。

- 2 甲の責めに帰すべき理由により、当該契約物品を納入することができなくなった場合は、乙は、契約物品の納入の義務を免れるものとし、甲は、乙に代金（乙が、納入の義務を免れたことによって得た利益に相当する金額を除く。）を支払うものとする。
- 3 前項の場合において、乙が保険金、損害賠償その他の代償又はそのような代償の請求権を取得したときは、甲は、その価額の限度で代金の支払義務を免れる。

(損害負担)

第31条 納入前の契約物品が滅失し、又は損傷した場合においてこれを修補（良品との取替えを含む。）すべきときは、その損害は次項から第4項までの規定に従って負担されるものとする。

- 2 前項の滅失又は損傷が甲乙双方の責めに帰することができない理由によるものである場合は、その損害は、乙の負担に帰する。
- 3 第1項の滅失又は損傷が甲の責めに帰すべき理由によるものである場合は、その損害は、甲の負担に帰する。
- 4 第1項の滅失又は損傷が乙の責めに帰すべき理由によるものである場合は、その損害は、乙の負担に帰する。
- 5 第3項の場合において、乙が保険金、損害賠償その他の代償又はそのような代償の請求権を取得したときは、甲は、その価額の限度でその負担を免れる。

(契約物品のかし)

第32条 納入された契約物品にかし（数量の不足を含む。以下同じ。）がある場合は、甲は、相当の期限を定めて乙に修補（良品との取替え及び数量不足の場合における数量の追加を含む。以下同じ。）を請求するものとする。ただし、甲は、かしが重要でなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときその他修補を請求することが相当でないと認められるときは、修補の請求に代えて代金の減額を請求することができる。

- 2 契約物品のかしが乙の責めに帰すべき理由に起因する場合においては、甲は、前項の請求に際し、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。
- 3 甲は、契約物品のかしが重要であり、そのため契約の目的を達することができないと認める場合は、第35条の規定に基づく解除の例により契約を解除することができる。この場合においては、甲は、返還すべき契約物品が既にその用に供せられていたとしてもこれにより受けた利益を

返還しないものとし、乙は、返還すべき金銭に利息を付さないものとする。

- 4 甲は、受領検査実施要領において契約物品の全数について数量の確認を行うことが定められている場合は、契約物品のかしとして数量の不足を主張することができない。
- 5 修補の請求若しくは代金の減額の請求又は契約の解除の通知は、契約物品の納入の日（乙が当該かしにつき知つて告げなかつた場合は、当該かしが発見された日）から1年以内に発しなければならない。ただし、数量の不足については6か月以内に発するものとし、また、修補の期限がこの期間の満了の日以後に到来することとなつているときは、代金の減額の請求又は契約の解除の通知に関しては、当該期限の到来の日から2週間を経過する日までこの期間を延長する。
- 6 乙は、前項に規定する通知があつた場合においては、甲に対し異議を申し立てることができる。甲は、審査のうえ乙の申立てに理由があるときは、当該修補の請求若しくは代金の減額の請求又は解除を取り消し、又は変更するものとする。
- 7 かしのある契約物品の修補の義務の履行については、性質の許す限り、この契約条項を準用する。
- 8 前各項の規定は、第1項の規定に基づき修補され再度引渡された契約物品になお当該修補に係るかしがある場合に準用する。
- 9 修補に必要な費用は、代金に含まれるものとする。

第4章 契約の変更等、解除及び第三者に損害を加えた場合における損害賠償

第1節 契約の変更等

(契約の変更)

第33条 甲及び乙は、やむを得ない事由により契約の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ変更の理由を提示し、それぞれの相手方の承認を得なければならない。

- 2 乙は、Webカタログに掲載している品目を変更する場合は、甲の承認をもつて変更できるものとする。
- 3 乙は、契約履行中に価格を下げることができる場合は、甲に提案できるものとする。
- 4 前各項の規定により協議又は提案等が行われる場合は、乙は、見積書を作成し速やかに甲に提出しなければならない。

なお、第2項又は第3項により品目又は価格を変更する場合は、原則として、変更する品目又は価格が適用される日からWebカタログを変更する。

- 5 乙は、この契約により甲のなすべき行為が遅延した場合において必要があるときは、契約履行期限を変更するため甲と協議することができる。

(事情の変更)

第34条 甲及び乙は、この契約の締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃その他の著しい事情の変更により、この契約に定めるところが不当となったと認められる場合は、この契約に定めるところを変更するため協議することができる。

- 2 前条第4項の規定は、前項の規定により契約金額の変更に関して協議を行う場合に準用する。

第2節 契約の解除

(甲の解除権)

第35条 甲は、次の各号の一に該当する場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙の責めに帰すべき理由により乙が契約履行期限までに契約物品を納入しなかった場合
- (2) 乙の責めに帰すべき理由により乙が契約物品を納入することができなくなった場合
- (3) 乙が契約上の義務に違反したことによってこの契約の目的を達することができなくなった場合
- (4) 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第22条第1項第1号又は第2号に該当する場合
- (5) 乙が第25条第1項に規定する改善指示又は改善計画書に従い業務を実施しない場合

2 甲は、前項に定める場合のほか、甲の都合により必要がある場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(乙の解除権)

第36条 乙は、甲がその責めに帰すべき理由により契約上の義務に違反した場合においては、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

2 乙は、やむを得ない事由により、本契約を解除しようとするときは、あらかじめ甲の承認を得なければならない。

(違約金)

第37条 甲は、甲が第35条第1項及び第36条第2項の規定によりこの契約の全部又は一部を解除した場合は、什器の消費税額及び地方消費税額抜き契約金額から、納入済み部分の金額を差し引いた金額の合計金額に100分の105を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額を、乙から違約金として徴収するものとする。

2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

3 乙は、甲が相当の期間をおいて指定する期日までに第1項の違約金を支払わない場合は、その期日の翌日から支払のあった日までの日数に応じ、当該違約金に対し、年5.0パーセントの率を乗じて計算した金額を遅延利息として甲に支払わなければならない。

(損害賠償)

第38条 甲は、第35条第2項の規定によりこの契約の全部又は一部を解除した場合は、乙の請求により乙に生じた損害を賠償しなければならない。ただし、乙が契約履行期限までに契約物品を納入しなかったことにより契約を解除した場合は、この限りでない。

2 第36条第1項の規定によるこの契約の全部又は一部の解除は、乙が乙に生じた実際の損害につき賠償を請求することを妨げない。

3 前項に規定する損害賠償の請求は、解除の日から30日以内に文書により行わなければならぬ。

4 乙は、乙の故意又は過失により甲に損害を与えたときは、甲に対して、その損害について賠償する責任を負う。

第3節 第三者に損害を加えた場合における損害賠償

(第三者に損害を加えた場合における損害賠償)

第39条 乙が、民法(明治29年法律第89号)第709条等の規定により第三者に対する賠償を行った場合であって、損害の発生について甲の責めに帰すべき事由があるときは、乙は甲に対して、当該第三者に支払った損害賠償額のうち乙が賠償の責に任すべき金額を超える部分について求償することができる。

2 甲が民法第709条等の規定により第三者に対する賠償を行った場合には、甲は乙に対し、当該第三者に支払った損害賠償額(損害の発生について甲の責に帰すべき由あるときは、甲が賠償の責に任すべき金額を超える部分に限る。)について求償することができる。

第5章 秘密の保全等

(秘密の保全)

第40条 甲及び乙は、この契約の履行に際し知得した相手方の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。

2 乙は、特約条項の定めるところにより、秘密の保全を確実にしなければならない。
(個人情報の保護)

第41条 乙は、甲から提供された個人情報及び業務上知り得た個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の規定に基づき、適切な管理を行わなければならない。また、当該個人情報については、本契約以外の目的のために使用をしてはならない。

第6章 雜則

(調査)

第42条 甲は、本契約について、その原価を確認する必要がある場合又はこの契約に基づいて生じた損害賠償、違約金その他金銭債権の保全又はその額の算定等の適正を図るため必要がある場合は、乙に対し、その業務若しくは資産の状況に関する質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、参考となるべき報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に乙の営業所、工場その他の関係場所に立ち入り、調査させることができる。

2 乙は、前項に規定する調査に協力するものとする。
3 乙は、基地等ごとの実施状況に関する記録及び帳簿類を作成し、契約が終了し、又は解除した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(効力発生の時期)

第43条 甲から乙に対する文書の通知は、甲が発信した日から、乙から甲に対する文書の通知は、甲が受信した日からそれぞれ効力が発生するものとする。

(その他)

第44条 この契約の履行については、この契約条項に定めるもののほか、特約条項及び第4項に規定する関連法令等の定めるところによる。

2 特約条項にこの契約条項と異なる定めのある場合は、特約条項の定めるところによる。
3 甲及び乙は、この契約に関し紛争又は疑義が生じた場合は、そのつど協議して解決するものとする。
4 関連法令等とは次のものをいう。

(1) 法令等

「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」（平成18年法律第51号）

(2) その他

「防衛省・航空自衛隊事務用品調達業務民間競争入札実施要項」

「公共サービス改革基本方針」（平成22年7月閣議決定）

(裁判管轄)

第45条 この契約に関する訴えは東京地方裁判所の管轄に属するものとする。

上記契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、双方記名押印のうえ各1通を保有する
ものとする。

発注書(参考)

(II (什器))

発注番号第 一 号
平成 年 月 日

殿

航空自衛隊第2補給処十条支処
分任支出負担行為担当官補助者
印

事務用品(事務用消耗品及び什器) 契約 第 号(平成 年 月 日)に基づき、下記のとおり納入されたい。

品名	規格(メーカー)等	仕様・色等	単位	数量	納地	納入日
		別紙のとおり —以下余白—				

事務用品（事務用消耗品）単価契約条項
(Webカタログ方式(通信販売方式))

第1章 総則

第1節 契約の目的及び代金

(契約の目的)

第1条 乙は、公共サービス改革基本方針（平成22年7月6日閣議決定）に従って定められた、防衛省・航空自衛隊事務用品調達業務民間競争入札実施要項（以下、“実施要項”という。）に基づき締結された契約期間内に甲が発する「発注書（事務用消耗品）」（別紙様式（参考）第1又は別紙様式第2。以下「発注書」という。）の送付を受けたときは、この契約書に約定する条件及び付属する仕様書に従いこの契約の給付の目的である事務用消耗品を指定された納地及び納入日までに納入し、甲は、その代価として乙に代金を支払うものとする。

(代金)

第2条 乙に支払われる代金の金額は発注書に基づく納入数量に契約単価を乗じた金額とし、契約単価は、入札書に記載した各品目の契約単価とし、一切の費用（配達、Webカタログ作成、準備、運用、請求、支払、納入実績等に係る費用）を含むものとする。ただし、乙の責に帰すべき事由により生じた返送料については、契約単価に含めず乙が支払うものとする。

第2章 一般事項

(事業の開始)

第3条 乙は、契約締結後20日以内にサービスの提供を開始しなければならない。

なお、契約締結後速やかに事業開始までの日程表等を、甲に提出するものとする。

(金品等の授受の禁止)

第4条 乙は、事業において金品等を受け取ること、又は与えることをしてはならない。

(宣伝行為の禁止)

第5条 乙は、防衛省及び航空自衛隊の名称並びにこれらの保有するロゴなどを本契約以外の乙が自ら行う事業の宣伝に用いてはならない（一般的な会社案内資料において列挙される事業内容や受注業務の一つとして、事実のみを簡潔に記載する場合を除く。）。また、乙が自ら行う事業が、本事業の業務の一部であるかのように誤認されるおそれのある行為をしてはならない。

(債務の引受け等の承認)

第6条 乙は、次の各号に掲げる場合は、あらかじめ書面により甲の承認を受けなければならない。

- (1) この契約に基づく債務の全部又は一部を第三者に引き受けさせる場合
- (2) この契約に基づく債権の全部又は一部を第三者に譲渡する場合

2 甲は、前項に掲げる場合においては、この契約の履行上支障を生ずるおそれがない限り、速やかに承認を与えるものとする。

(代理人の届出)

第7条 乙は、この契約の履行に関する事務の全部又は一部を行なわせるため、代理人を選任する場合は、あらかじめ書面により甲に届け出なければならない。

(再委託)

- 第8条 乙は、本事業の実施に当たり、その全部を一括して再委託してはならない。
- 2 乙は、やむを得ない事由により再委託を行う場合には、再委託先を明らかにした上で甲の承認を受けなければならない。
- 3 乙は、前項の再委託を行う場合には、再委託先から必要な報告を求めるものとする。
- (特許法等上の権利の侵害の禁止)
- 第9条 乙は、この契約の履行にあたり、第三者の有する特許法、実用新案法若しくは意匠法上の権利又は技術上の知識に関し第三者が乙に対して有する契約上の権利を侵害することのないよう必要な措置を講ずるものとする。
- 2 乙が、前項の必要な措置を講じなかつたことにより甲が損害を受けた場合は、甲は、乙に対してその賠償を請求することができる。
- (仕様書等の疑義)
- 第10条 乙は、仕様書等に疑義がある場合は、速やかに甲の説明を求めなければならない。この場合において、乙は、当該説明が文書によってなされるよう要求することができる。
- 2 乙は、前項の説明に従つたことを理由として、この契約に定める義務の履行の責めを免れない。ただし、乙がその説明の不適当なことを知って、速やかに甲に異議を申し立てたにもかかわらず、甲が当該説明によることを求めたときは、この限りでない。
- (監督官等の派遣)
- 第11条 甲は、この契約の適正な履行を確保するため、必要があると認めた場合は、監督官、検査官及びその他の職員（以下「監督官等」という。）を、乙の営業所、工場その他の関係場所に派遣するものとする。
- 2 甲は、監督官等を派遣する場合は、その権限及び事務の範囲を乙に明示しなければならない。
- 3 監督官等は、職務の遂行にあたり、乙が行う業務を不当に妨げてはならない。
- 4 乙は、監督官等の職務の遂行につき相当の範囲内で協力しなければならない。

第2章 契約の履行

第1節 発注

- (発注)
- 第12条 甲は、基地等ごとに原則毎月1回、1回当たりの発注金額を1,500円以上（税込）を基準として、インターネットにより国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く月曜日から金曜日（以下「平日」という。）の午前8時15分から午後5時までに発注することとし、併せて発注書を交付するものとする。
- 2 甲が、甲の示す基地等ごと、品目リストのカテゴリーごと及び四半期（基準）ごとの別途に示す受注上限額を超えて発注した場合には、乙は受注することなく甲に通知するものとする。

第2節 監督及び完成検査

- (監督)
- 第13条 仕様書等に特に定めがある場合は、甲の指名した監督官は、甲の定める監督実施要領に基づき必要な監督を行うものとする。
- 2 乙は、前項の規定により監督官が監督を行う場合は、これに応じなければならない。この場合においては、第11条第2項の規定を準用する。

3 監督を受けるのに必要な費用は、代金に含まれるものとする。

(完成検査)

第14条 乙は、契約書又は仕様書等において完成検査を行わないこととされている場合を除き、契約物品を納入場所に送付するのに先立ち、契約物品の品質（契約物品の性質上必要な包装等の品質を含む。）に関し、甲の完成検査を受けなければならない。

2 完成検査は、甲の指名した検査官により、契約書、仕様書等及び甲の定めた完成検査実施要領に基づいて行われるものとする。

3 完成検査においては、契約物品の品質が契約書及び仕様書等に適合するか否かにより、合格又は不合格の判定を行うものとする。

4 検査官は、前項の規定により合格と判定した場合は、速やかに完成検査合格証を乙に交付するものとする。

5 乙は、完成検査に立ち会わなければならない。

6 完成検査を受けるのに必要な費用は、代金に含まれるものとする。

(完成検査の期日及び場所)

第15条 乙は、完成検査を受けようとする期日及び場所について甲に申請するものとする。

2 甲又は乙は、完成検査の実施の期日又は場所を変更する必要が生じた場合は、遅滞なく相手方に通知し、協議のうえ新たな期日又は場所を定めなければならない。

3 乙は、完成検査の期日までに、必要な準備を完了しなければならない。

第3節 納入

(給付の終了の届出)

第16条 乙は、発注書により発注された契約物品の持ち込みの完了によりこの契約に基づく給付が終了した場合は、直ちに発注ごと納品書7部に完成検査合格証を添えてその旨を検査官に届け出なければならない。契約物品が分割して納入された場合において、全ての納入が終了したときもまた同様とする。

なお、乙の納入は、発注日から5営業日（土曜日、日曜日及び休日を除く。ただし、沖縄及び離島については7営業日とする。以下同じ。）以内を原則とし、午前8時15分から午後5時までの時間帯とする。また、乙は交通事情等により5営業日以内に納入できない場合は、速やかに納入日を基地等に連絡し了承を得なければならない。

(配送方法等)

第17条 乙は、輸送方法に適合した商慣習による梱包方法で配達する。配達先については、甲が指定した場所とする。

(受領検査)

第18条 甲は、第16条の届出があった場合は、当該届出に係る契約物品について、この契約に基づく給付の完了の確認のため、甲の指名した検査官により受領検査を実施させるものとする。

2 受領検査の実施については、甲の定めた受領検査実施要領に規定するところによるものとする。

3 受領検査においては、納品書及び完成検査合格証を確認したうえ、契約物品が発注書、契約書及び仕様書等に適合するか否かにより合格又は不合格の判定を行うものとする。

4 前項の判定は、第16条の届出があった日から10日以内にしなければならない。

5 乙は、受領検査に立ち会うことができる。

6 乙は、検査官に対し、検査の日時等の通知を求めることができる。

(受領)

第19条 甲は、契約物品が受領検査において合格とされた場合は、これを受領する。

2 甲は、乙が受領検査において不合格とされた契約物品を引き取るのに必要な期間は、乙が自ら管理する場合を除き、善良な管理者の注意をもってこれを保管しなければならない。

(値引受領)

第20条 甲は、完成検査において契約物品が不合格と判定された場合において、当該契約物品に使用上重大な支障がないと認めて特にその受領を容認したときは、不合格品値引受領確認証を乙に交付するものとする。

2 乙は、完成検査において不合格と判定された契約物品について、前項の規定による受領の容認を甲に申請することができる。

3 乙は、不合格品値引受領確認証の交付を受けている場合は、受領検査においては完成検査合格証に代えて不合格品値引受領確認証の確認を受けるものとし、甲は、数量の不足及び輸送中の事故が確認されない限り当該契約物品を受領する。

4 前項に規定するもののほか、受領検査において不合格と判定された契約物品で甲が使用上重大な支障がないと認めたものにつき受領することがあるものとする。

5 乙は、受領検査において、不合格と判定された契約物品について、前項の規定による受領を甲に申請することができる。

6 甲は、第3項又は第4項の契約物品を受領する場合は、代金につき相当額を減額する。

(所有権の移転)

第21条 契約物品の所有権は、甲が受領した時をもって乙から甲に移転するものとする。

2 契約物品の性質上必要な包装等は、仕様書に特に定めのあるものを除き、契約物品の所有権の移転とともに甲に帰属するものとする。

(受領書の交付)

第22条 甲は、契約物品を受領した場合は、必要事項を記載した受領書を遅滞なく乙に交付するものとする。

(納入実績の報告)

第23条 乙は、基地等ごと及び全基地合計の四半期分の納入実績を、各四半期の終了する月の翌月の5日（当該日が土曜日、日曜日又は休日の場合は、平日である金曜日又は休日の前日）までにMicrosoft excel形式の電子データにより甲に報告するものとする。

第4節 代金の支払

(代金の請求及び支払)

第24条 乙は、発注書に記載された契約物品の全部を納入した場合は、四半期ごとに取りまとめて請求するものとし、乙は請求書を甲の指定する者に提出するものとする。

2 乙は、請求書に請求金額の内訳として、第23条で作成した四半期分の納入実績報告書、発注書及び納品書の写しその他甲の指定する証拠書類を添付し、各四半期の終了する月の翌月の5日までに提出するものとする。

3 甲は、前項に定める支払請求書を受理した場合は、受理した日から30日以内の日に乙に当該金額を支払うものとする。

(改善の指示と支払留保)

第25条 甲は、乙の業務履行について、実施要項に示した確保されるべきサービスの質に規定する事項が満たされていないと判断した場合には、改善期限を定めて、乙に改善指示又は改善計画書の作成指示を行うものとする。

乙は、改善指示に従わない場合又は改善計画書を甲に提出し、改善計画に対する甲の承諾を得ない場合には、代金を請求できないものとする。また、乙が改善指示に従わない場合又は改善計画書に記載する期限までに、改善計画書に従った業務履行を甲が確認できない場合には、甲は契約を解除し、納入済部分の代金を支払うものとする。

- 2 甲は、第23条の規定による納入実績の報告等により乙の業務履行を確認し、改善が必要と判断した場合には、前項の規定と同様の措置を行う。
- 3 乙は、改善指示又は改善計画書に従った業務履行を甲が確認した場合には、第24条第2項の規定に準じて代金を請求するものとする。

(支払遅延利息)

第26条 甲は、約定期間（第24条第3項の期間をいう。以下同じ。）内に代金を乙に支払わない場合は、約定期間満了日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、未支払金額に対し、年2.8パーセントの率を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払わなければならない。ただし、約定期間に内に支払をしないことが天災地変等やむを得ない理由による場合は、当該理由の継続する期間は約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

- 2 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満である場合は、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てるものとする。
- 3 甲が、第18条第4項に定める期間内に合否の判定をしない場合は、その期間を経過した日から合否の判定をした日までの日数は約定期間の日数から差し引くものとし、また、当該遅定期間が約定期間の日数を超える場合は、約定期間は満了したものとみなし、甲は、その超える日数に応じ前項の計算の例に準じ第1項に定める利率をもって計算した金額を乙に対して支払わなければならない。

(契約保証金による充当)

第27条 甲は、第37条第1項の規定により違約金を徴収し、又は同条第2項の規定により損害賠償を請求する場合は、乙が提供した契約保証金をもってこれを充当するものとする。

- 2 乙が契約保証金に代えて担保を提供した場合においては、前項の徴収又は請求は相当の期間を定めてするものとし、その期間内に支払がなかったときは、甲はこれを換価して得た金額をもって違約金又は損害賠償に充当するものとする。

(相殺)

第28条 甲は、乙が甲に支払うべき金銭債務がある場合は、乙に支払うべき代金と相殺することができる。

第3章 契約の効力等

(契約物品の納入不能等の通知)

第29条 乙は、理由のいかんを問わず契約履行期限までに契約物品を納入する見込みがなくなった場合、契約物品を納入することができなくなった場合又は納入前の契約物品の滅失若しくは損傷で第31条の規定により甲の負担となるべきものが発生した場合は、直ちに甲にこの旨を通知するものとする。

(危険負担)

第30条 甲乙双方の責めに帰することができない理由により、契約物品を納入することができなくなった場合は、乙は、当該契約物品の納入の義務を免れるものとし、甲は、その代金の支払の義務を免れるものとする。

- 2 甲の責めに帰すべき理由により、当該契約物品を納入することができなくなった場合は、乙は、契約物品の納入の義務を免れるものとし、甲は、乙に代金（乙が、納入の義務を免れたことによって得た利益に相当する金額を除く。）を支払うものとする。
- 3 前項の場合において、乙が保険金、損害賠償その他の代償又はそのような代償の請求権を取得したときは、甲は、その価額の限度で代金の支払義務を免れる。

(損害負担)

第31条 納入前の契約物品が滅失し、又は損傷した場合においてこれを修補（良品との取替えを含む。）すべきときは、その損害は次項から第4項までの規定に従って負担されるものとする。

- 2 前項の滅失又は損傷が甲乙双方の責めに帰することができない理由によるものである場合は、その損害は、乙の負担に帰する。
- 3 第1項の滅失又は損傷が甲の責めに帰すべき理由によるものである場合は、その損害は、甲の負担に帰する。
- 4 第1項の滅失又は損傷が乙の責めに帰すべき理由によるものである場合は、その損害は、乙の負担に帰する。
- 5 第3項の場合において、乙が保険金、損害賠償その他の代償又はそのような代償の請求権を取得したときは、甲は、その価額の限度でその負担を免れる。

(契約物品のかし)

第32条 納入された契約物品にかし（数量の不足を含む。以下同じ。）がある場合は、甲は、相当の期限を定めて乙に修補（良品との取替え及び数量不足の場合における数量の追加を含む。以下同じ。）を請求するものとする。ただし、甲は、かしが重要でなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときその他修補を請求することが相当ないと認められるときは、修補の請求に代えて代金の減額を請求することができる。

- 2 契約物品のかしが乙の責めに帰すべき理由に起因する場合においては、甲は、前項の請求に際し、これによつて生じた損害の賠償を請求することができる。
- 3 甲は、契約物品のかしが重要であり、そのため契約の目的を達することができないと認める場合は、第35条の規定に基づく解除の例により契約を解除することができる。この場合においては、甲は、返還すべき契約物品が既にその用に供せられていたとしてもこれにより受けた利益を返還しないものとし、乙は、返還すべき金銭に利息を付さないものとする。
- 4 甲は、受領検査実施要領において契約物品の全数について数量の確認を行うことが定められている場合は、契約物品のかしとして数量の不足を主張することができない。
- 5 修補の請求若しくは代金の減額の請求又は契約の解除の通知は、契約物品の納入の日（乙が当該かしにつき知つて告げなかつた場合は、当該かしが発見された日）から1年以内に發しなければならない。ただし、数量の不足については6か月以内に發するものとし、また、修補の期限がこの期間の満了の日以後に到来することとなつているときは、代金の減額の請求又は契約の解除の通知に関しては、当該期限の到来の日から2週間を経過する日までこの期間を延長する。
- 6 乙は、前項に規定する通知があつた場合においては、甲に対し異議を申し立てることができる。

甲は、審査のうえ乙の申立てに理由があるときは、当該修補の請求若しくは代金の減額の請求又は解除を取り消し、又は変更するものとする。

- 7 かしのある契約物品の修補の義務の履行については、性質の許す限り、この契約条項を準用する。
- 8 前各項の規定は、第1項の規定に基づき修補され再度引渡された契約物品になお当該修補に係るかしがある場合に準用する。
- 9 修補に必要な費用は、代金に含まれるものとする。

第4章 契約の変更等、解除及び第三者に損害を加えた場合における損害賠償

第1節 契約の変更等

(契約の変更)

第33条 甲及び乙は、やむを得ない事由により契約の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ変更の理由を提示し、それぞれの相手方の承認を得なければならない。

- 2 乙は、Webカタログに掲載している品目を変更する場合は、甲の承認をもって変更できるものとする。
- 3 乙は、契約履行中に価格を下げることができる場合は、甲に提案できるものとする。
- 4 前各項の規定により協議又は提案等が行われる場合は、乙は、見積書を作成し速やかに甲に提出しなければならない。
なお、第2項又は第3項により品目又は価格を変更する場合は、原則として、変更する品目又は価格が適用される日からWebカタログを変更する。
- 5 乙は、この契約により甲のなすべき行為が遅延した場合において必要があるときは、契約履行期限を変更するため甲と協議することができる。

(事情の変更)

第34条 甲及び乙は、この契約の締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃その他の著しい事情の変更により、この契約に定めるところが不当となったと認められる場合は、この契約に定めるところを変更するため協議することができる。

- 2 前条第4項の規定は、前項の規定により契約金額の変更に関して協議を行う場合に準用する。

第2節 契約の解除

(甲の解除権)

第35条 甲は、次の各号の一に該当する場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙の責めに帰すべき理由により乙が契約履行期限までに契約物品を納入しなかった場合
 - (2) 乙の責めに帰すべき理由により乙が契約物品を納入することができなくなった場合
 - (3) 乙が契約上の義務に違反したことによってこの契約の目的を達することができなくなった場合
 - (4) 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第22条第1項第1号又は第2号に該当する場合
 - (5) 乙が第25条第1項に規定する改善指示又は改善計画書に従い業務を実施しない場合
- 2 甲は、前項に定める場合のほか、甲の都合により必要がある場合は、この契約の全部又は一部

を解除することができる。

(乙の解除権)

第36条 乙は、甲がその責めに帰すべき理由により契約上の義務に違反した場合においては、相
当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部
を解除することができる。

2 乙は、やむを得ない事由により、本契約を解除しようとするときは、あらかじめ甲の承認を得
なければならぬ。

(違約金)

第37条 甲は、甲が第35条第1項及び第36条第2項の規定によりこの契約の全部又は一部を
解除した場合は、事務用消耗品の発注予定数量に消費税額及び地方消費税額抜き契約単価を乗じ
た金額から、納入済み部分の金額を差し引いた金額の合計金額に100分の105を乗じて得た
金額の100分の10に相当する金額を、乙から違約金として徴収するものとする。

2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超
過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

3 乙は、甲が相当の期間をおいて指定する期日までに第1項の違約金を支払わない場合は、その
期日の翌日から支払のあった日までの日数に応じ、当該違約金に対し、年5.0パーセントの率
を乗じて計算した金額を遅延利息として甲に支払わなければならない。

(損害賠償)

第38条 甲は、第35条第2項の規定によりこの契約の全部又は一部を解除した場合は、乙の請
求により乙に生じた損害を賠償しなければならない。ただし、乙が契約履行期限までに契約物品
を納入しなかったことにより契約を解除した場合は、この限りでない。

2 第36条第1項の規定によるこの契約の全部又は一部の解除は、乙が乙に生じた実際の損害に
つき賠償を請求することを妨げない。

3 前項に規定する損害賠償の請求は、解除の日から30日以内に文書により行わなければならな
い。

4 乙は、乙の故意又は過失により甲に損害を与えたときは、甲に対して、その損害について賠償
する責任を負う。

第3節 第三者に損害を加えた場合における損害賠償

(第三者に損害を加えた場合における損害賠償)

第39条 乙が、民法(明治29年法律第89号)第709条等の規定により第三者に対する賠償
を行った場合であって、損害の発生について甲の責めに帰すべき事由があるときは、乙は甲に対
して、当該第三者に支払った損害賠償額のうち乙が賠償の責に任すべき金額を超える部分につい
て求償することができる。

2 甲が民法第709条等の規定により第三者に対する賠償を行った場合には、甲は乙に対し、当
該第三者に支払った損害賠償額(損害の発生について甲の責に帰すべき由あるときは、甲が賠償
の責に任すべき金額を超える部分に限る。)について求償することができる。

第5章 秘密の保全等

(秘密の保全)

第40条 甲及び乙は、この契約の履行に際し知得した相手方の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。

2 乙は、特約条項の定めるところにより、秘密の保全を確実にしなければならない。

(個人情報の保護)

第41条 乙は、甲から提供された個人情報及び業務上知り得た個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の規定に基づき、適切な管理を行わなければならない。また、当該個人情報については、本契約以外の目的のために使用をしてはならない。

第6章 雜則

(調査)

第42条 甲は、本契約について、その原価を確認する必要がある場合又はこの契約に基づいて生じた損害賠償、違約金その他金銭債権の保全又はその額の算定等の適正を図るため必要がある場合は、乙に対し、その業務若しくは資産の状況に関して質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、参考となるべき報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に乙の営業所、工場その他の関係場所に立ち入り、調査させることができる。

2 乙は、前項に規定する調査に協力するものとする。

3 乙は、基地等ごとの実施状況に関する記録及び帳簿類を作成し、契約が終了し、又は解除した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(効力発生の時期)

第43条 甲から乙に対する文書の通知は、甲が発信した日から、乙から甲に対する文書の通知は、甲が受信した日からそれぞれ効力が発生するものとする。

(その他)

第44条 この契約の履行については、この契約条項に定めるもののほか、特約条項及び第4項に規定する関連法令等の定めるところによる。

2 特約条項にこの契約条項と異なる定めのある場合は、特約条項の定めるところによる。

3 甲及び乙は、この契約に関し紛争又は疑義が生じた場合は、そのつど協議して解決するものとする。

4 関連法令等とは次のものをいう。

(1) 法令等

「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」(平成18年法律第51号)

(2) その他

「防衛省・航空自衛隊事務用品調達業務民間競争入札実施要項」

「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月閣議決定)

(裁判管轄)

第45条 この契約に関する訴えは東京地方裁判所の管轄に属するものとする。

上記契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、双方記名押印のうえ各1通を保有するものとする。

別紙様式第1

発注書(参考)

(I-1(一般消耗品))

発注番号第 一 号
平成 年 月 日

殿

航空自衛隊第2補給処十条支処
分任支出負担行為担当官補助者
印

事務用品(事務用消耗品及び什器) 契約 第 号(平成 年 月 日)に基づき、下記のとおり納入されたい。

品名	規格(メーカー)等	仕様・色等	単位	数量	納地	納入日
		別紙のとおり —以下余白—				

別紙様式第2

発注書(参考)

(I-2 (OA関連品))

発注番号第 一 号
平成 年 月 日

殿

航空自衛隊第2補給処十条支処
分任支出負担行為担当官補助者
印

事務用品(事務用消耗品及び什器) 契約 第 号(平成 年 月 日)に基づき、下記のとおり納入されたい。

品名	規格(メーカー)等	仕様・色等	単位	数量	納地	納入日
		別紙のとおり —以下余白—				

プリンタ借上賃貸借契約条項

第67章 総則

(目的)

第67条 乙は、別紙に示す明細書に記載されたプリンタ（本体器材及び保守を含む（以下「契約物品」という。）を甲の使用に供し、甲は、その代金を乙に支払うものとする。

(賃貸借の期間)

第2条 賃貸借の期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。

(引渡日)

第3条 乙は、第2条に規定する賃貸借の期間開始日の第5営業日前までに契約書に定める引渡場所において、甲に引き渡すものとする。

(賃貸借料)

第4条 乙に支払われる賃貸借料は、1暦月につき別紙明細書に掲げる金額とする。

2 賃貸借の期間に1暦月未満の期間がある場合の当該月の賃貸借料は、賃貸借料を当該月の暦日数で除した金額（以下「日額」という。）に当該期間に含まれる日数を乗じて得た金額とする。ただし、日額に円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てるものとする。

(債務の引受け等の承認)

第5条 乙は、次の各号に掲げる場合は、あらかじめ書面により甲の承認を受けなければならない。

(1) この契約に基づく債務の全部又は一部を第三者に引き受けさせる場合

(2) この契約に基づく債務の全部又は一部を第三者に譲渡する場合

(3) 賃貸借中の契約物品を担保に供する場合

2 甲は、前項に掲げる場合においては、この契約の履行上支障を生ずるおそれがない限り、速やかに承認を与えるものとする。

(代理人等の届出)

第6条 乙は、この契約の履行に関する事務の全部又は一部を行わせるため代理人を選定する場合は、あらかじめ、書面により甲に届け出なければならない。

第2章 契約の履行

(持込みの予定期日の通知)

第7条 乙は、契約物品を引渡場所に持ち込もうとする場合は、持ち込みの予定期日、その他必要事項を引渡場所の使用責任者に通知しなければならない。

2 甲は、前項の通知を受けた場合は、予定期日までに設置場所における契約物品の受入準備を完了するものとする。

(引渡しの届け出)

第8条 乙は、契約物品の引渡場所への持ち込みが終了した場合は、直ちに引渡書（別紙様式第1）により、その旨を引渡場所の使用責任者に届け出なければならない。

(受取り)

第9条 甲は、前条の届け出があった場合は、使用責任者により当該届け出に係る契約物品

について、引渡書及び契約書と照合の上、異状の有無につき確認を行わせるものとする。

- 2 甲は、契約物品の引渡しを受けた場合は、必要事項を記載した受取書（別紙様式第1）を遅滞なく乙に交付するものとする。

（確認）

第10条 甲は、前条の引渡しを受けた場合は、使用責任者により当該届け出に係る契約物品について、引渡書及び契約書と照合の上、契約物品を設置場所に持ち込み、その据え付け、組立て及び調整を実施後、異状の有無につき確認を行わせるものとする。

- 2 甲は、前項の確認が終了した場合は、必要事項を記載した設置調整確認書（別紙様式第2）を遅滞なく乙に交付するものとする。

- 3 前項に定める確認は、引渡時及び設置場所の変更の都度、実施する。

（甲の使用上の義務）

第11条 甲は、契約物品を仕様書等の定めるところにより使用するものとし、賃貸借の期間中、契約物品を善良な管理者の注意をもって管理するものとする。

- 2 甲は、本体器材に必要な補用品については、契約物品に適合する規格のものを使用するものとする。

- 3 甲は、契約物品に他の機器を取り付けて使用する場合は、あらかじめ乙の同意を得なければならない。

（乙の保守義務等）

第12条 乙は、仕様書の定める所により、契約物品の保全、整備及び調整を行わなければならない。

- 2 使用責任者は、賃貸借の期間中に契約物品に前項に規定する保全、整備及び調整の必要が生じた場合は、直ちに乙にこの旨を通知して保全、整備及び調整を求めるものとする。

- 3 甲は、乙が乙の責めに帰すべき理由により、第1項に規定する保全、整備及び調整を行わなかつたことにより甲に損害が生じた場合は、その賠償を請求するものとする。

（撤去）

第13条 乙は、賃貸借の期間が満了した場合又は第21条又は第22条の規定に基づき契約が解除された場合は、速やかに契約物品を撤去しなければならない。

- 2 甲は、乙が契約物品を撤去した場合は、必要事項を記載した撤去確認書（別紙様式第3）を遅滞なく乙に交付するものとする。

- 3 甲は、乙が契約物品を撤去するのに必要な期間は、乙が自ら管理する場合を除き、善良な管理者の注意をもってこれを保管しなければならない。

- 4 撤去のための費用は、乙の負担とする。

（使用状況の確認）

第14条 使用責任者は、契約物品の月ごとの使用状況を確認し、直ちに使用実績確認書（別紙様式第4）に必要事項を記載して、これを乙に交付するものとする。

（代金の請求及び支払）

第15条 乙は、確認書等の交付を受けた場合は、代金を甲の指定する者に請求することができる。

- 2 乙は、代金を請求する場合は、使用実績確認書及びその他の甲の指定する証拠書類を添付した適法な支払請求書によるものとする。

3 甲は、前項に定める支払請求書を受理した場合は、受理した日から30日以内に乙に当該金額を支払うものとする。

(支払遅延利息)

第16条 甲は、約定期間（前条第3項の期間をいう。以下同じ。）内に代金を支払わない場合は、約定期間満了日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、未払金額に対し、年2.8パーセントの率を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払わなければならぬ。ただし、約定期間内に支払をしないことが天災地変等やむを得ない理由による場合は、当該理由の継続する期間は約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

2 前項により計算した遅延利息の額が100円未満である場合は遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てるものとする。

第3章 契約の効力等

(契約物品の引渡し不能等の通知)

第17条 乙は、理由のいかんを問わず引渡し日までに契約物品を引き渡す見込みがなくなった場合又は契約物品を引き渡すことができなくなった場合は、直ちにその旨を甲に通知するものとする。

(契約物品の滅失又は損傷)

第18条 甲は、賃貸借の期間中に契約物品が滅失し又は損傷した場合は、速やかに乙にその旨を通知するものとする。

2 前項の滅失又は損傷が甲の責めに帰すべき理由による場合は、甲の負担においてこれを補修し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、乙が保険金、損害賠償その他の代償又はそのような代償の請求権を取得したときは、甲はその価格の限度でその負担を免れる。

3 前項に規定する場合を除き、契約物品の滅失又は損傷によって生じた損害は、乙の負担に帰する。

第4章 契約の変更等及び解除

(契約の変更)

第19条 甲は、賃貸借の期間中において必要がある場合は、賃貸借期間、設置場所、別紙明細書の内容その他この契約に定めるところを変更するため、乙と協議することができる。

2 前項の規定により協議が行われる場合は、乙は見積書を作成し速やかに甲に提出しなければならない。

(事情変更)

第20条 甲及び乙は、この契約の締結後、経済情勢の変動、天災事変、法令の制定又は改廃その他著しい事情により、この契約に定めるところが不当となったと認められる場合は、この契約に定めるところを変更するため協議することができる。

2 前条第2項の規定は、前項の規定により代金の変更に関して協議を行う場合に準用する。
(甲の解除権)

第21条 甲は、乙が契約上の義務に違反したことによってこの契約の目的を達することができなくなった場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

2 甲は、前項に定める場合のほか、甲の都合により必要がある場合は、この契約の全部又は一部につき解除の申入れをすることができる。この場合においては、この契約による賃

貸借は、解除の申入れの後30日を経過した日をもって終了するものとする。

- 3 解除は、将来に向かってのみその効力を生ずる。
- 4 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害につき賠償を請求することを妨げない。
(乙の解除権)

第22条 乙は、甲がその責めに帰すべき理由により契約上の義務に違反した場合においては、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- 2 前条第3項の規定は、前項の場合に準用する。
(違約金)

第23条 甲は、第21条第1項の規定により、この契約の全部又は一部を解除した場合は、解除した部分に相当する額（貸貸借の一部解除にあたっては、解除期間に相当する額）の10パーセント相当額を乙から違約金として徴収するものとする。

- 2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。
- 3 乙は、甲が相当の期間をおいて指定する期日までに第1項の違約金を支払わない場合は、その期限の翌日から支払のあった日までの日数に応じ、当該違約金に対し、年5.0パーセントの率を乗じて計算した金額を遅延利息として甲に支払わなければならない。
(損害賠償)

第24条 甲は、第21条第2項の規定によりこの契約の全部又は一部を解除した場合は、乙の請求により乙に生じた損害を賠償しなければならない。ただし、乙が引渡し完了日までに契約物品を引渡さなかったことによりこの契約を解除した場合は、この限りではない。

- 2 第22条の規定によるこの契約の全部又は一部の解除は、乙が乙に生じた実際の損害につき賠償を請求することを妨げない。
- 3 前2項に規定する損害賠償の請求は、解除の日から30日以内に文書により行わなければならない。

第5章 雜則

(秘密保全)

第25条 甲及び乙は、この契約の履行に際し知得した相手方の秘密を第三者に漏らし又は利用してはならない。

(調査)

第26条 甲は、この契約に基づいて生じた損害賠償、違約金その他金銭債権の保全又はその額の算定等の適正を図るため必要がある場合は、乙に対し、その業務若しくは資産状況に関して質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、参考となるべき報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に乙の営業所、工場その他の関係所に立入り、調査させることができる。

- 2 乙は、前項に規定する調査に協力するものとする。
(その他)

第27条 この契約の履行については、この契約条項に定めるもののほか、特約条項の定めるところによる。

- 2 特約条項にこの契約条項と異なる定めがある場合は、特約条項の定めるところによる。
- 3 甲及び乙は、この契約に関し紛争又は疑義が生じた場合は、その都度協議して解決する

ものとする。

(裁判管轄)

第28条 この契約に関する訴えは、東京地方裁判所の管轄に属するものとする。

上記契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、双方記名押印のうえ各1通を保有するものとする。

引渡書・受取書			
契約相手方	使用責任者		
	下記のとおり受け取った。 所属 官職 氏名		
印			
調達要求番号			
契約番号	第 号	契約年月日	平成 年 月 日
賃貸借期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日		
品名			数量 単位
引渡場所			
引渡・受取年月日			
適用			

設 置 調 整 確 認 書			
契 約 相 手 方	使 用 責 任 者		
	設置調整が完了したことを確認した。 所 属 官 職 氏 名		
印			
調 達 要 求 番 号			
契 約 番 号	第 号	契約年月日	平成 年 月 日
賃 貸 借 期 間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日		
品 名			数量
設 置 場 所			
設置調整完了年月日			
適 用 プリンタ ID:			

平成 年 月 日

撤去確認書

殿

使用責任者 所属
官職
氏名

印

下記のとおり、撤去を完了したことを確認する。

- 1 統制番号
(調達要求番号)
- 2 契約番号及び年月日
- 3 撤去品名

品 名	数 量	適 用

- 4 撤去場所
- 5 撤去実施者
- 6 撤去完了日
- 7 撤去時における契約物品の状況

年 月 日

使用実績確認書（総括分）

殿

総括使用責任者

所属
官職
氏名

印

使用実績を付紙のとおり確認した。

統制番号 (調達要求番号)		品名	
契約番号		契約年月日	
賃貸借期間	自 平成 年 月 日 ~ 至 平成 年 月 日		
使用期間	自 平成 年 月 日 ~ 至 平成 年 月 日		

別紙

明細書

番号	年度	年月	年割額	賃貸借料金(円)		
				税抜き価格	消費税及び 地方消費税	計
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						
32						
33						
34						
35						
36						
37						
38						
39						
40						
41						
42						
43						
44						
45						
46						
47						
48						
合計						

消耗品内訳

種類	本数

付紙

20-11

プリンタ借上賃貸借契約条項（第三者賃貸借用）

第68章 総則

（目的）

第68条 乙は丙をして、別紙に示す明細書に記載されたプリンタ（本体器材及び保守を含む（以下「契約物品」という。）を甲の使用に供し、甲は、その代金を丙に支払うものとする。なお、乙は丙をして、乙が本契約上に負う債務を負担させるものとし、もし丙が債務を履行しない場合は、乙自ら当該債務を履行するものとする。

（賃貸借の期間）

第2条 賃貸借の期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。

（引渡日）

第3条 丙は、第2条に規定する賃貸借の期間開始日の第5営業日前までに契約書に定める引渡場所において、甲に引き渡すものとする。

（賃貸借料）

第4条 丙に支払われる賃貸借料は、1暦月につき別紙明細書に掲げる金額とする。

2 賃貸借の期間に1暦月未満の期間がある場合の当該月の賃貸借料は、賃貸借料を当該月の暦日数で除した金額（以下「日額」という。）に当該期間に含まれる日数を乗じて得た金額とする。ただし、日額に円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てるものとする。

（債務の引受け等の承認）

第5条 乙又は丙は、次の各号に掲げる場合は、あらかじめ乙及び丙が書面により甲の承認を受けなければならない。

- (1) この契約に基づく債務の全部又は一部を第三者に引き受けさせる場合
- (2) この契約に基づく債務の全部又は一部を第三者に譲渡する場合
- (3) 賃貸借中の契約物品を担保に供する場合

2 甲は、前項に掲げる場合においては、この契約の履行上支障を生ずるおそれがない限り、速やかに承認を与えるものとする。

（代理人等の届出）

第6条 乙又は丙は、この契約の履行に関する事務の全部又は一部を行わせるため代理人を選定する場合は、あらかじめ、書面により甲に届け出なければならない。

第2章 契約の履行

（持込みの予定期日の通知）

第7条 丙は、契約物品を引渡場所に持ち込もうとする場合は、持ち込みの予定期日、その他必要事項を引渡場所の使用責任者に通知しなければならない。

2 甲は、前項の通知を受けた場合は、予定期日までに設置場所における契約物品の受入準備を完了するものとする。

（引渡しの届け出）

第8条 丙は、契約物品の引渡場所への持ち込みが終了した場合は、直ちに引渡書（別紙

様式第1)により、その旨を引渡場所の使用責任者に届け出なければならない。

(受取り)

第9条 甲は、前条の届け出があった場合は、使用責任者により当該届け出に係る契約物品について、引渡書及び契約書と照合の上、異状の有無につき確認を行わせるものとする。

2 甲は、契約物品の引渡しを受けた場合は、必要事項を記載した受取書(別紙様式第1)を遅滞なく乙に交付するものとする。

(確認)

第10条 甲は、前条の引渡しを受けた場合は、使用責任者により当該届け出に係る契約物品について、引渡書及び契約書と照合の上、契約物品を設置場所に持ち込み、その据え付け、組立て及び調整を実施後、異状の有無につき確認を行わせるものとする。

2 甲は、前項の確認が終了した場合は、必要事項を記載した設置調整確認書(別紙様式第2)を遅滞なく丙に交付するものとする。

3 前項に定める確認は、引渡時及び設置場所の変更の都度、実施する。

(甲の使用上の義務)

第11条 甲は、契約物品を仕様書等の定めるところにより使用するものとし、賃貸借の期間中、契約物品を善良な管理者の注意をもって管理するものとする。

2 甲は、本体器材に必要な補用品については、契約物品に適合する規格のものを使用するものとする。

3 甲は、契約物品に他の機器を取り付けて使用する場合は、あらかじめ丙の同意を得なければならない。

(丙の保守義務等)

第12条 丙は、仕様書の定める所により、契約物品の保全、整備及び調整を行わなければならない。

2 使用責任者は、賃貸借の期間中に契約物品に前項に規定する保全、整備及び調整の必要が生じた場合は、直ちに丙にこの旨を通知して保全、整備及び調整を求めるものとする。

3 甲は、丙が丙の責めに帰すべき理由により、第1項に規定する保全、整備及び調整を行わなかつたことにより甲に損害が生じた場合は、その賠償を請求することができるものとする。

(撤去)

第13条 丙は、賃貸借の期間が満了した場合又は第21条又は第22条の規定に基づき契約が解除された場合は、速やかに契約物品を撤去しなければならない。

2 甲は、丙が契約物品を撤去した場合は、必要事項を記載した撤去確認書(別紙様式第3)を遅滞なく丙に交付するものとする。

3 甲は、丙が契約物品を撤去するのに必要な期間は、丙が自ら管理する場合を除き、善良な管理者の注意をもってこれを保管しなければならない。

4 撤去のための費用は、丙の負担とする。

(使用状況の確認)

第14条 使用責任者は、契約物品の月ごとの使用状況を確認し、直ちに使用実績確認書(別紙様式第4)に必要事項を記載して、これを丙に交付するものとする。

(代金の請求及び支払)

第15条 丙は、確認書等の交付を受けた場合は、代金を甲の指定する者に請求することが

できる。

- 2 丙は、代金を請求する場合は、使用実績確認書及びその他の甲の指定する証拠書類を添付した適法な支払請求書によるものとする。
- 3 甲は、前項に定める支払請求書を受理した場合は、受理した日から30日以内に丙に当該金額を支払うものとする。

(支払遅延利息)

第16条 甲は、約定期間（前条第3項の期間をいう。以下同じ。）内に代金を支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、未払金額に対し、年2.8パーセントの率を乗じて計算した金額を遅延利息として丙に支払わなければならない。ただし、約定期間内に支払をしないことが天災地変等やむを得ない理由による場合は、当該理由の継続する期間は約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

- 2 前項により計算した遅延利息の額が100円未満である場合は遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てるものとする。

第3章 契約の効力等

(契約物品の引渡し不能等の通知)

第17条 丙は、理由のいかんを問わず引渡し日までに契約物品を引き渡す見込みがなくなった場合又は契約物品を引き渡すことができなくなった場合は、直ちにその旨を甲に通知するものとする。

(契約物品の滅失又は損傷)

第18条 甲は、賃貸借の期間中に契約物品が滅失し又は損傷した場合は、速やかに丙にその旨を通知するものとする。

- 2 前項の滅失又は損傷が甲の責めに帰すべき理由による場合は、甲は、丙の指示するところに従い、甲の負担においてこれを補修し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、乙又は丙が保険金、損害賠償その他の代償又はそのような代償の請求権を取得したときは、甲はその価格の限度でその負担を免れる。
- 3 前項に規定する場合を除き、契約物品の滅失又は損傷によって生じた損害は、丙の負担に帰する。

第4章 契約の変更等及び解除

(契約の変更)

第19条 甲は、賃貸借の期間中において必要がある場合は、賃貸借期間、設置場所、別紙明細書の内容その他この契約に定めるところを変更するため、乙と協議することができる。

- 2 前項の規定により協議が行われる場合は、乙は見積書を作成し速やかに甲に提出しなければならない。

(事情変更)

第20条 甲、乙及び丙は、この契約の締結後、経済情勢の変動、天災事変、法令の制定又は改廃その他著しい事情により、この契約に定めるところが不当となったと認められる場合は、この契約に定めるところを変更するため協議することができる。

- 2 前条第2項の規定は、前項の規定により代金の変更に関して協議を行う場合に準用する。

(甲の解除権)

第21条 甲は、乙又は丙が契約上の義務に違反したことによってこの契約の目的を達する

ことができなくなった場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- 2 甲は、前項に定める場合のほか、甲の都合により必要がある場合は、この契約の全部又は一部につき解除の申入れをすることができる。この場合においては、この契約による賃貸借は、解除の申入れの後30日を経過した日をもって終了するものとする。
- 3 解除は、将来に向かってのみその効力を生ずる。
- 4 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(乙及び丙の解除権)

第22条 乙及び丙は、甲がその責めに帰すべき理由により契約上の義務に違反した場合においては、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- 2 前条第3項の規定は、前項の場合に準用する。

(違約金)

第23条 甲は、第21条第1項の規定により、この契約の全部又は一部を解除した場合は、解除した部分に相当する額（賃貸借の一部解除にあたっては、解除期間に相当する額）の10パーセント相当額を乙及び丙から違約金として徴収するものとする。

- 2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。
- 3 乙及び丙は、甲が相当の期間をおいて指定する期日までに第1項の違約金を支払わない場合は、その期限の翌日から支払のあった日までの日数に応じ、当該違約金に対し、年5.0パーセントの率を乗じて計算した金額を遅延利息として甲に支払わなければならない。

(損害賠償)

第24条 甲は、第21条第2項の規定によりこの契約の全部又は一部を解除した場合は、丙の請求により丙に生じた損害を賠償しなければならない。ただし、丙が引渡し完了日までに契約物品を引渡さなかったことによりこの契約を解除した場合は、この限りではない。

- 2 第22条の規定によるこの契約の全部又は一部の解除は、乙及び丙が乙及び丙に生じた実際の損害につき賠償を請求することを妨げない。
- 3 前2項に規定する損害賠償の請求は、解除の日から30日以内に文書により行わなければならない。

第5章 雜則

(秘密保全)

第25条 甲、乙及び丙は、この契約の履行に際し知得した相手方の秘密を第三者に漏らし又は利用してはならない。

(調査)

第26条 甲は、この契約に基づいて生じた損害賠償、違約金その他金銭債権の保全又はその額の算定等の適正を図るため必要がある場合は、乙又は丙に対し、その業務若しくは資産状況に関する質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、参考となるべき報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に乙の営業所、工場その他の関係所に立入り、調査させることができる。

- 2 乙及び丙は、前項に規定する調査に協力するものとする。

(その他)

第27条 この契約の履行については、この契約条項に定めるもののほか、特約条項の定め

るところによる。

- 2 特約条項にこの契約条項と異なる定めがある場合は、特約条項の定めるところによる。
- 3 甲、乙及び丙は、この契約に関し紛争又は疑義が生じた場合は、その都度協議して解決するものとする。

(裁判管轄)

第28条 この契約に関する訴えは、東京地方裁判所の管轄に属するものとする。

上記契約の締結を証するため、契約書3通を作成し、甲乙丙記名押印のうえ各1通を保有するものとする。

引渡書・受取書			
契約相手方	使用責任者		
	下記のとおり受け取った。 所属 官職 氏名 印		
調達要求番号			
契約番号	第 号	契約年月日	平成 年 月 日
貸借期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日		
品名		数量	単位
引渡場所			
引渡・受取年月日			
適用			

設 置 調 整 確 認 書			
契 約 相 手 方	使 用 責 任 者		
	設置調整が完了したことを確認した。 所 属 官 職 氏 名		
印			
調 達 要 求 番 号			
契 約 番 号	第 号	契約年月日	平成 年 月 日
貸 貸 借 期 間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日		
品 名			数量 単位
設 置 場 所			
設置調整完了年月日			
適 用 プリンタID:			

平成 年 月 日

撤去確認書

殿

使用責任者 所属
官職
氏名

印

下記のとおり、撤去を完了したことを確認する。

- 1 統制番号
(調達要求番号)
- 2 契約番号及び年月日
- 3 撤去品名

品 名	数 量	適 用

- 4 撤去場所
- 5 撤去実施者
- 6 撤去完了日
- 7 撤去時における契約物品の状況

年 月 日

使用実績確認書（総括分）

殿

総括使用責任者

所属
官職
氏名

印

使用実績を付紙のとおり確認した。

統制番号 (調達要求番号)		品名	
契約番号		契約年月日	
貸貸借期間	自 平成 年 月 日 ~ 至 平成 年 月 日		
使用期間	自 平成 年 月 日 ~ 至 平成 年 月 日		

別紙

明細書

番号	年度	年月	年割額	賃貸借料金(円)		
				税抜き価格	消費税及び 地方消費税	計
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						
32						
33						
34						
35						
36						
37						
38						
39						
40						
41						
42						
43						
44						
45						
46						
47						
48						
合計						

消耗品内訳

種類	本数

付紙